

鳥獣被害対策のめぐる事情と 行政上の諸対策について

令和6年7月

農林水産省 農村振興局 農村政策部

鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

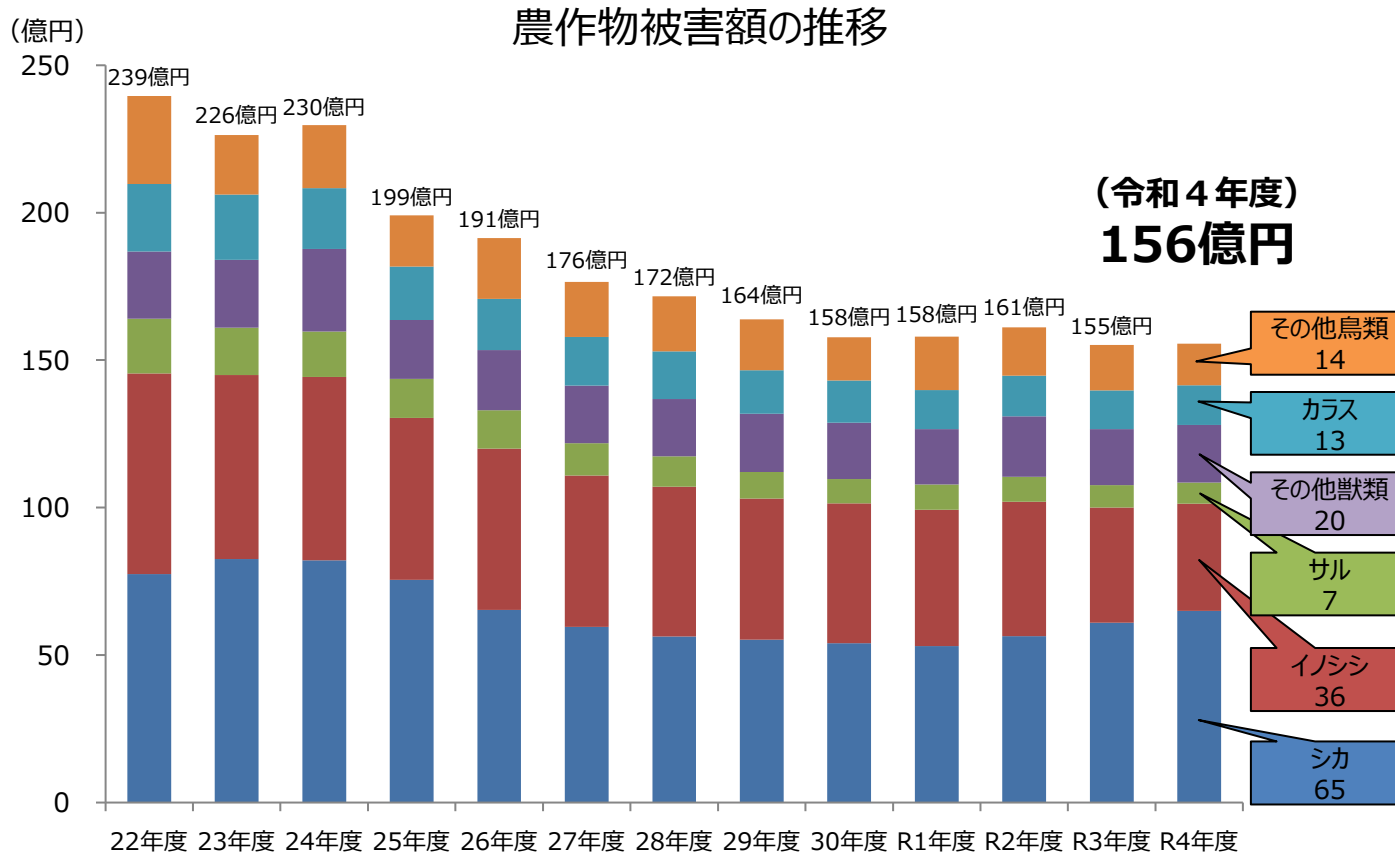
目 次

1 鳥獣被害の現状等について		1
2 鳥獣被害防止対策について		8
3 捕獲した鳥獣の利活用について		18
4 鳥獣被害防止に向けた取組事例		31

1 鳥獣被害の現状等について

野生鳥獣による農林水産被害の概要

- 野生鳥獣による農作物被害額は156億円（令和4年度）。全体の約7割がシカ、イノシシ、サル。
- 森林の被害面積は全国で年間約5千ha（令和4年度）で、このうちシカによる被害が約7割を占める。
- 水産被害としては、河川・湖沼ではカワウによるアユ等の捕食、海面ではトドによる漁具の破損等が深刻。
- 鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害等の被害ももたらしており、**被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。**



※ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある

【出典】「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」（農林水産省）

農作物被害



鳥獣被害対策の3本柱

- 鳥獣被害対策は、**個体群管理**、**侵入防止対策**、**生息環境管理**の3本柱が基本。
- この活動を地域ぐるみでいかに徹底してできるかが、対策の効果を大きく左右。



シカ・イノシシの捕獲強化対策と捕獲目標

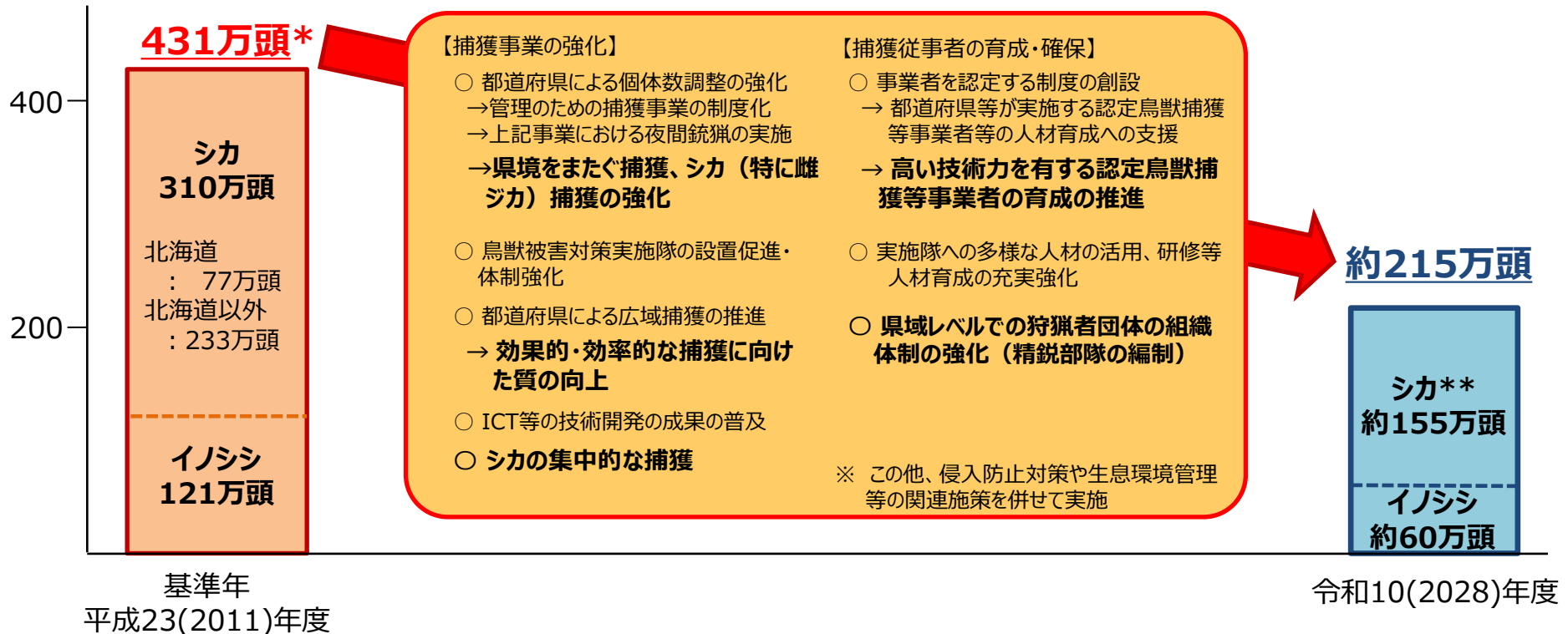
- 生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしている野生鳥獣について、**更なる捕獲対策の強化**を図り、
 - ① **シカは、令和10年度までに、生息頭数の平成23年度水準からの半減**を目指す。
 - ② **イノシシは、平成23年度水準の半減を早期に達成**し、その後も被害軽減に向けて**捕獲圧を維持**する。

【捕獲強化対策 イメージ】

当面の捕獲目標

シカ・イノシシの生息頭数を**令和10年度**までに半減し、**捕獲圧を維持**

シカ・イノシシ
個体数（万頭）

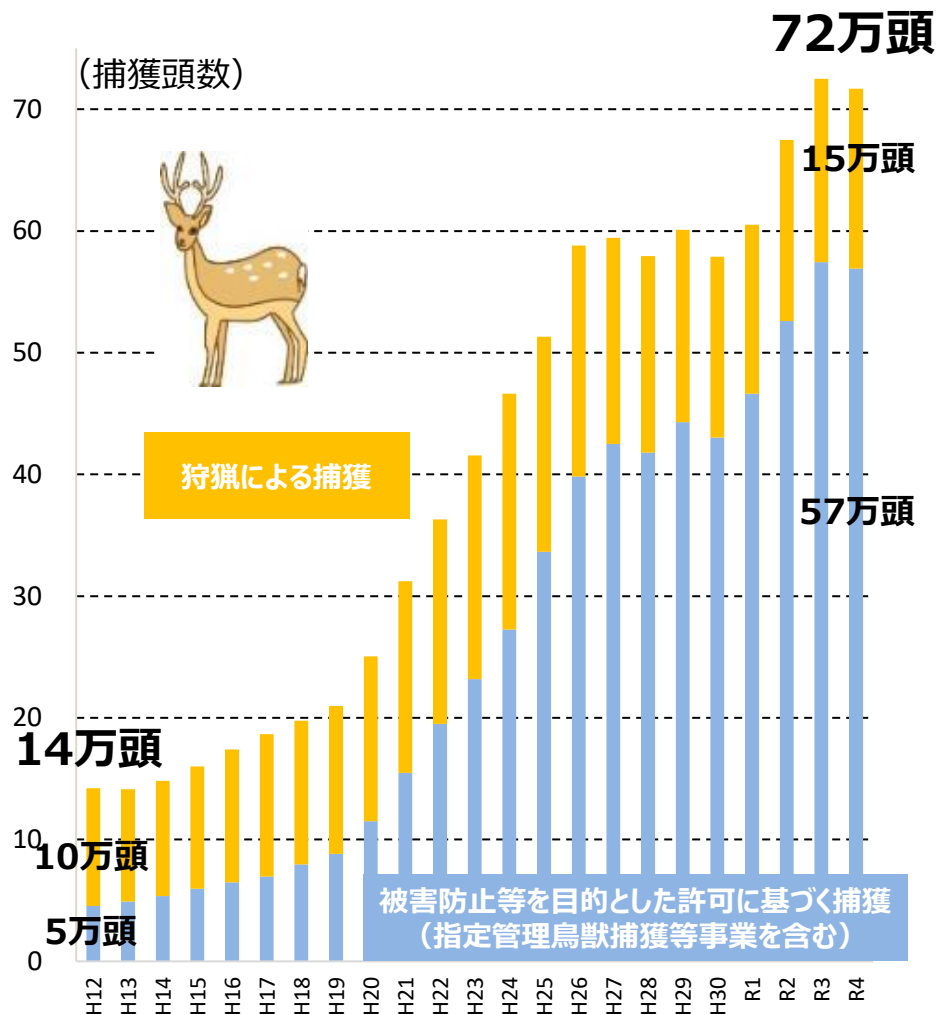


*環境省における令和4年度の推定値（北海道の個体数は北海道が独自に推定）。

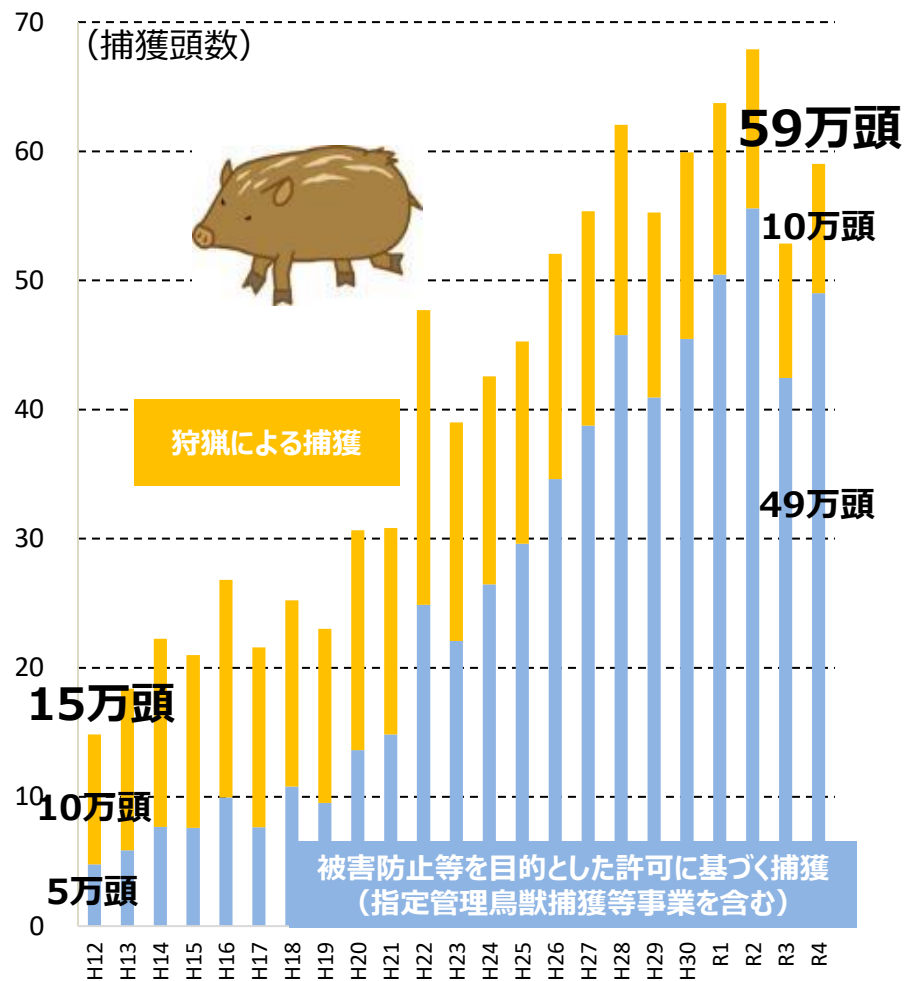
**北海道分は北海道エゾシカ管理計画（第6期：令和4～9年度）で示している基準年の推定個体数の半数（39万頭）を用いた。

シカ・イノシシの捕獲頭数の推移

○ シカの捕獲頭数推移



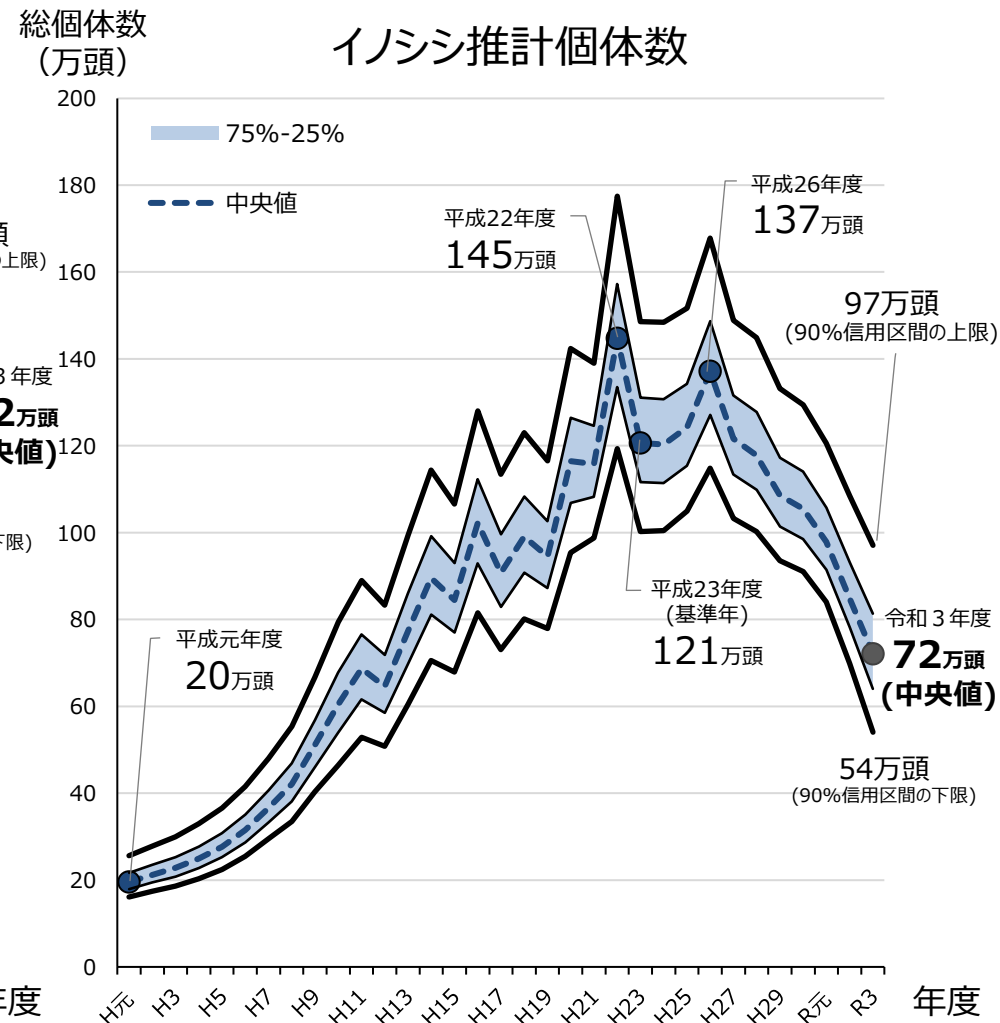
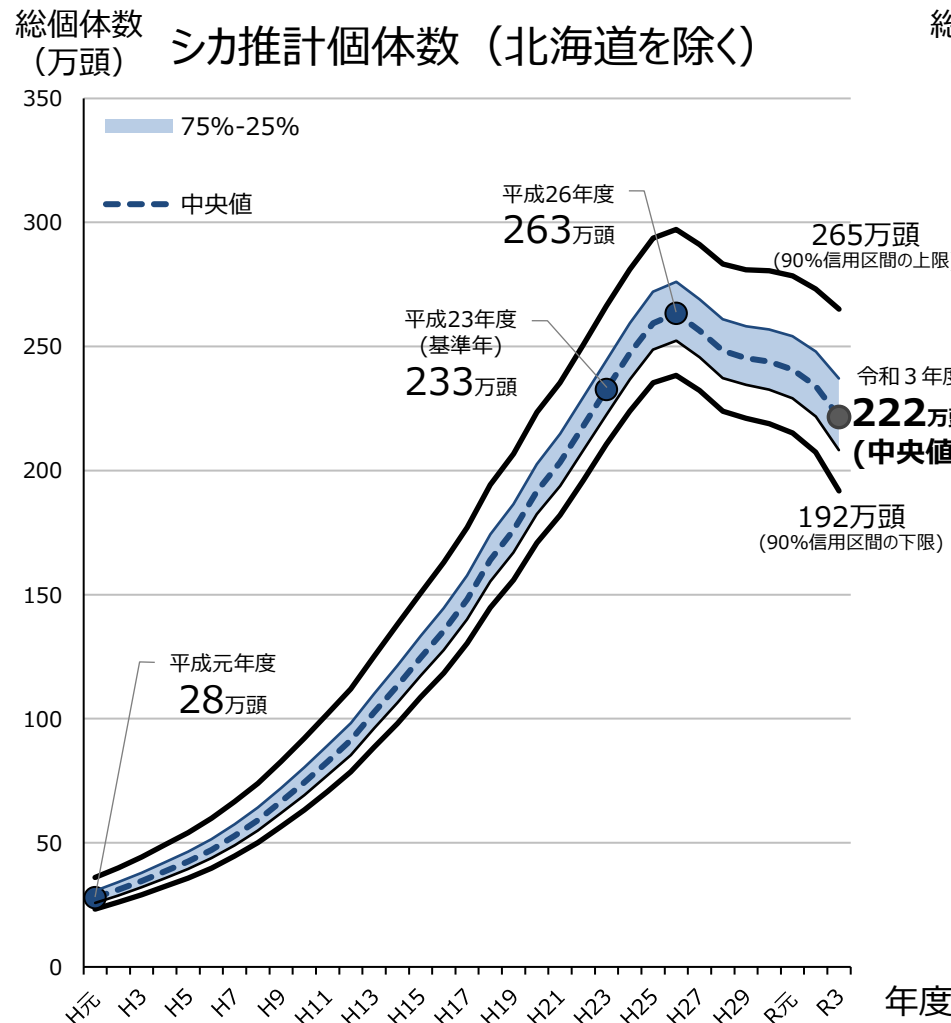
○ イノシシの捕獲頭数推移



【出典】「鳥獣関係統計」および「ニホンジカ・イノシシ捕獲頭数速報値（令和4年度）」（環境省）に基づき鳥獣対策室で作成
 ※令和元(2019)年度以前は「鳥獣関係統計」参照。令和2(2020)年度以降は「ニホンジカ・イノシシ捕獲頭数速報値（令和4年度）」の数値

シカ・イノシシの個体数推定結果について

- シカは平成元年度～令和3年度で約8倍（中央値）に増加。平成26年度以降は減少傾向にあるものの、そのペースは鈍い。
- イノシシは平成元年度～令和3年度で約4倍（中央値）に増加。平成26年度以降は大幅な減少傾向。



【出典】「全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定等の結果について」（環境省）

鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の概要

【鳥獣被害対策実施隊の活動内容等】

○ 活動内容：捕獲活動、防護柵の設置、その他の被害防止計画に基づく被害防止施策の実施

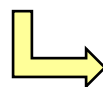
＜活動例＞



捕獲活動



柵の設置



緩衝帯の設置



追い払い

(その他、農業者への指導・助言や生息状況調査など)

○ 隊員構成：

市町村長が ① 市町村職員から指名する者、② 対策に積極的に取り組むと見込まれる者から任命する者

から構成され、隊員は公務として被害対策に従事。

○ 実施隊設置の必要な市町村の手続き：

① 市町村長が隊員を任命又は指名する ② 隊員の報酬や補償措置を条例で定める

○ 実施隊員へのメリット措置：

主として捕獲に
従事する隊員



狩猟税は非課税

〈狩猟者(散弾銃等)16,500円→0円〉

民間の隊員
(非常勤の公務員)



公務災害の適用

銃刀法の技能講習



一定の要件を満たす隊員は、**猟銃所持許可の更新等における技能講習が免除**

ライフル銃の所持許可

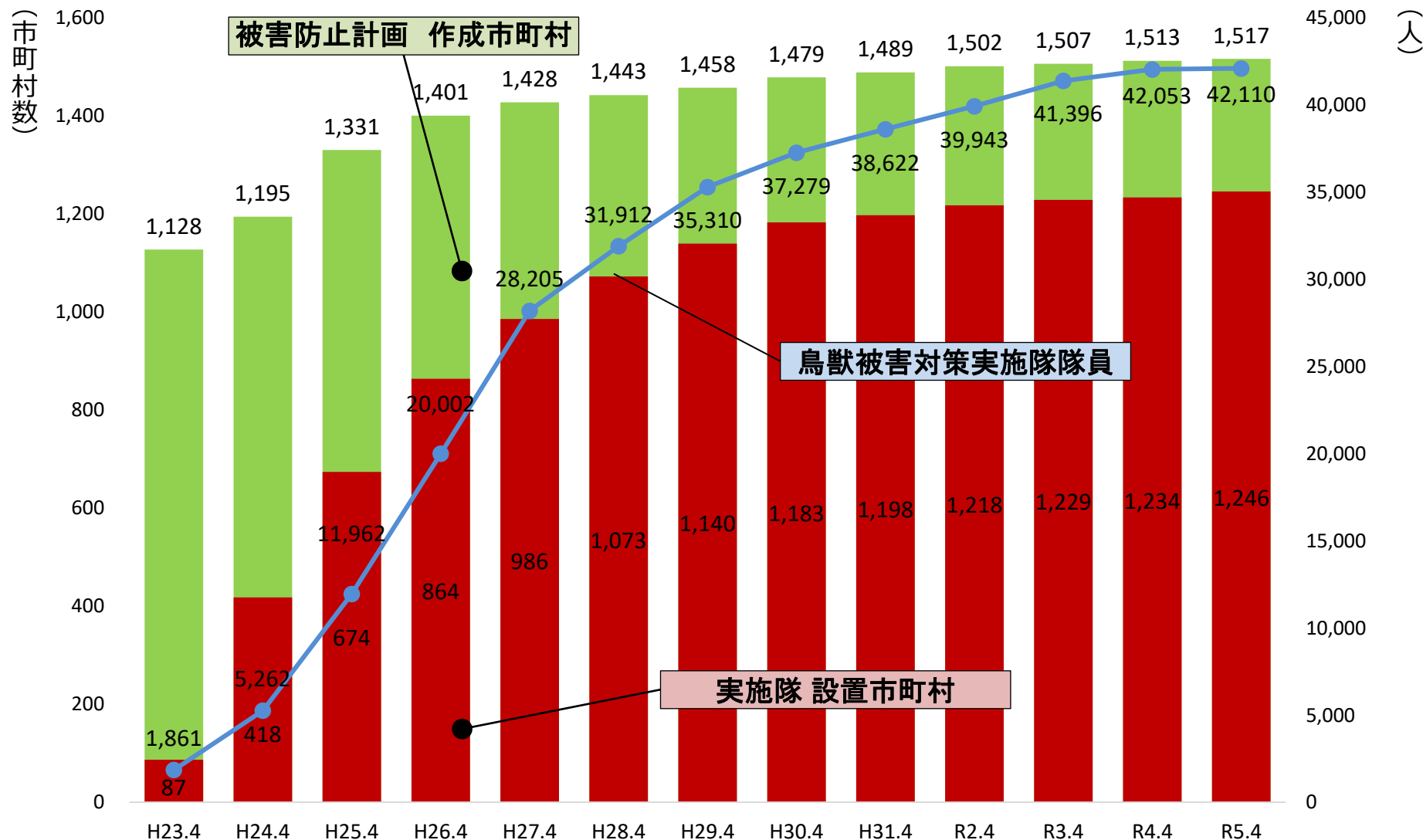


継続10年以上猟銃の所持がなくても、
ライフル銃の所持許可の対象になり得る

※実施隊員以外で捕獲に従事する者については、

- 狩猟税は半額に減免
- **技能講習については令和9年4月15日まで免除**
- ライフル銃の所持許可に係る特例措置は、実施隊員と同じく対象になり得る。

被害防止計画作成市町村数及び実施隊設置市町村数等の推移



※ 全国の市町村数は1741 うち鳥獣による農作物被害が認められる市町村数は約1500

2 鳥獣被害防止対策について

鳥獣被害防止特措法（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）

- 鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に鳥獣被害防止特措法が全会一致で成立。被害対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進、捕獲鳥獣の利活用の推進等を図るため、平成24年、26年、28年及び**令和3年に改正**。
- 現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことを支援する等の内容。
- 令和3年の改正で都道府県による市町村をまたいだ被害防止に関する措置等を規定。

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成



基本指針に則して、市町村が被害防止計画を作成

H19
(制定)

○現場に最も近い行政機関である**市町村が、策定した被害防止計画に基づき、総合的な取組を行うことに対して支援**すること等【主な支援措置】

- ・財政支援：**特別交付税の拡充（交付率0.5→0.8）**、補助事業による支援など、必要な財政上の措置が講じられる。
- ・権限委譲：市町村が希望する場合、都道府県から被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限が委譲される。
- ・人材確保：**鳥獣被害対策実施隊を設置**することができ、捕獲隊員には狩猟税の軽減措置等の措置が講じられる。

H24
(改正)

○一定の要件を満たす場合、①鳥獣被害対策実施隊員については『当分の間』、②鳥獣被害対策実施隊員以外の者で被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者については『平成26年12月3日までの間』、**銃刀法に基づく猟銃の所持許可の更新時等における技能講習を免除**する規定を追加。

○国及び都道府県が対象鳥獣の捕獲等に要する費用の補助、捕獲鳥獣の食肉処理施設の整備充実、流通の円滑化等を講ずることを明記。

H26
(改正)

○銃刀法に基づく技能講習を一部免除する規定について『平成28年12月3日までの間』に2年間延長。

H28
(改正)

○銃刀法に基づく技能講習を一部免除する規定について『平成33年12月3日までの間』に5年間延長。

○鳥獣被害対策実施隊の設置促進・体制強化に係る規定を新設。

○目的規定に捕獲した鳥獣の食品としての利用等を明記する等、食品としての利用等を推進するための規定を新設。

R3
(改正)

○銃刀法に基づく技能講習を一部免除する規定について『**令和9年4月15日までの間**』に5年間延長。

○**都道府県による市町村をまたいだ被害防止に関する措置及び同措置に要する国による費用の補助に係る規定を追加**。

○**国及び都道府県が捕獲等の技術の高度化のための技術開発の推進に加えて、その成果の普及を行うことについての規定を追加**。

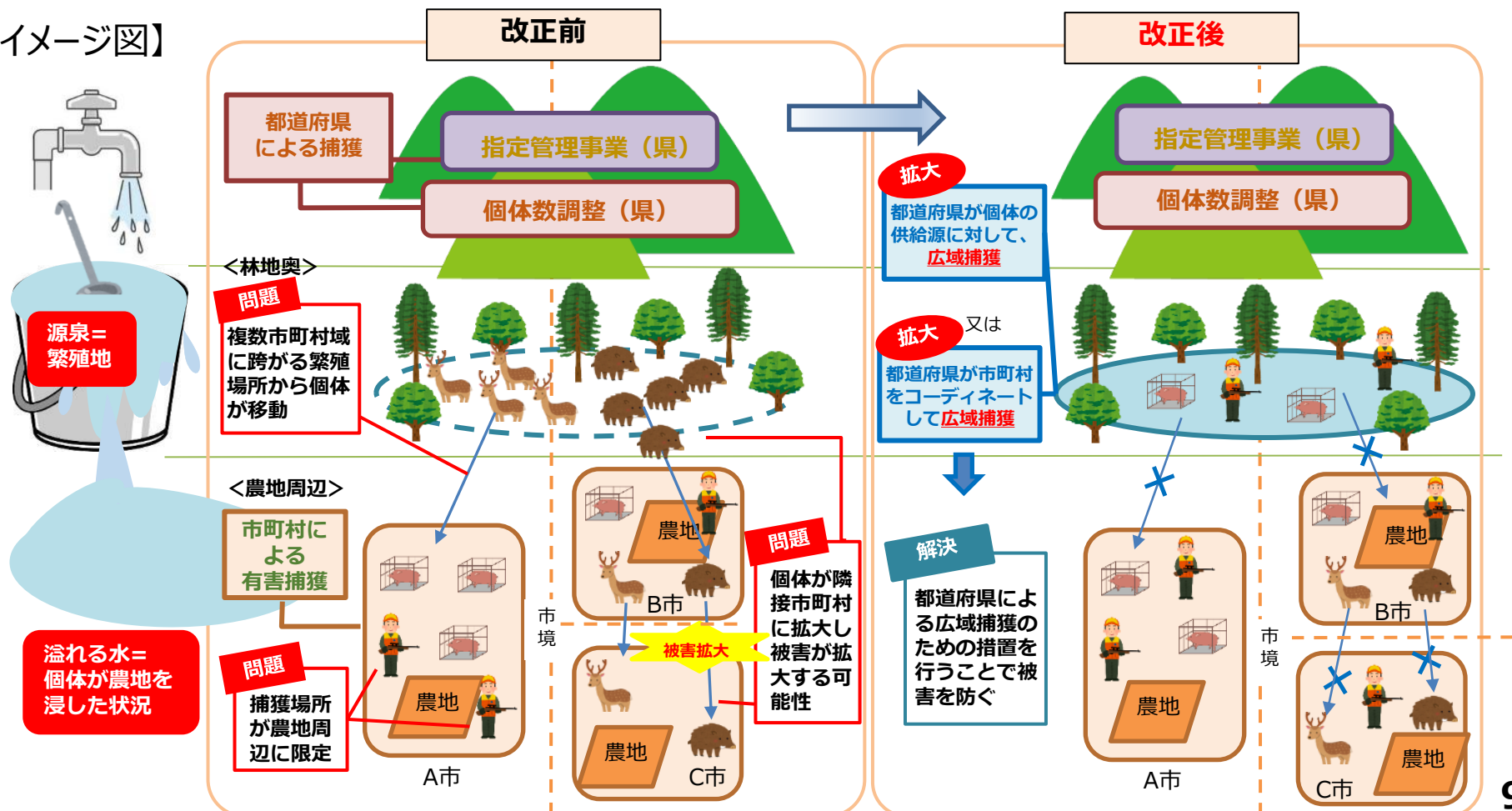
○**被害防止や捕獲した鳥獣の有効利用に係る体系的な研修の実施についての規定を追加**。

○捕獲した鳥獣の用途に**ペットフード、皮革を追加**、ジビエ利用に係る衛生管理の高度化に係る規定を新設。

複数の市町村をまたぐ広域的な捕獲の強化

- シカやイノシシ等は、県や市町村をまたいで移動するため、①別の県や市町村に移動して生じる**新たな被害を防ぐ捕獲**、②県や市町村を跨ぐ**林の中での繁殖場所での捕獲等**、**広域的な捕獲が重要**。
- このため、**都道府県が**、複数の市町村界をまたぐような**被害防止に関する個体数調整のための捕獲を行えるよう**、**都道府県が講ずる措置の範囲を拡大**。
- また、この広域的な捕獲について、**国は都道府県が行う調査及び鳥獣被害防止に関する措置に要する費用について、必要な財政上の措置を行う**。

【イメージ図】

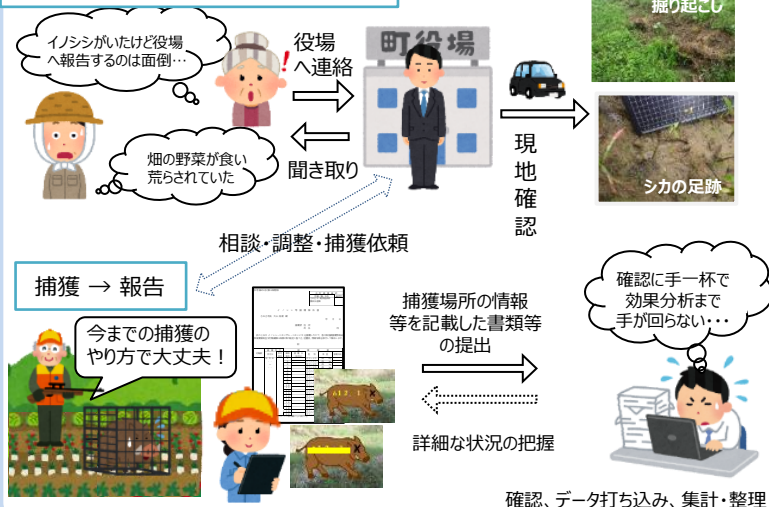


鳥獣対策におけるICTの普及・フル活用に向けた取組

鳥獣被害対策現場の現状

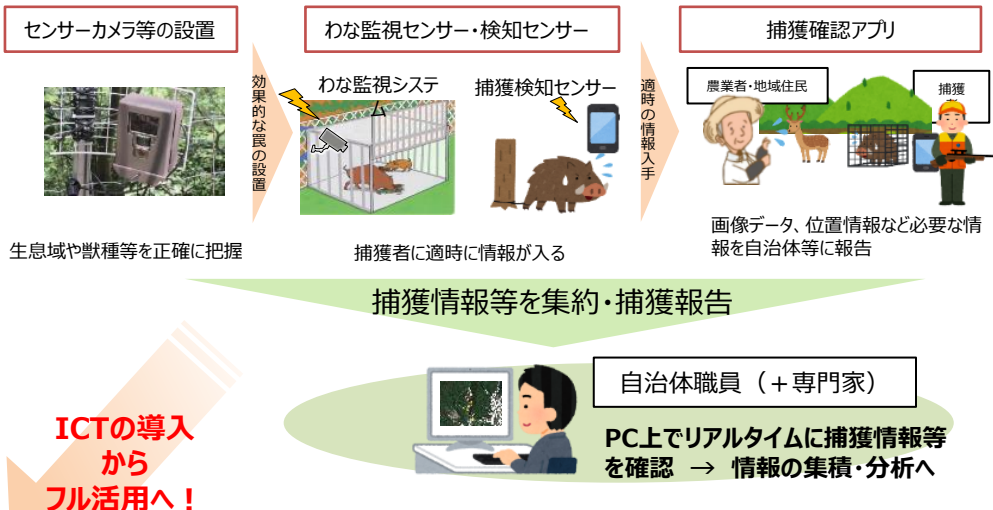
○アナログの場合、被害状況の把握等には大きな労力が必要

生息・被害情報の把握（現地確認）



ICTの導入・フル活用による対策の強化・効率化

- センサーカメラ等で生息域や対象獣種を正確に調査
- 捕獲に効果的な場所へのわなの設置 → わなセンサー等で適時の情報入手
- 捕獲確認アプリで必要な情報を自治体等に報告



【ICTをフル活用した鳥獣対策のイメージ】

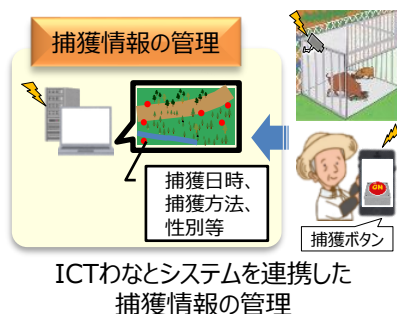
Plan：計画

生息・被害状況等を調査し、データに基づく被害対策の策定



Do：実行

計画に基づく対策の実施



Check：点検

対策の効果を確認し、課題を整理



Action：改善

点検・分析を踏まえた対策の改善



鳥獣害対策の知見を有する専門家にアドバイスを受けながら効果的な取組を実施

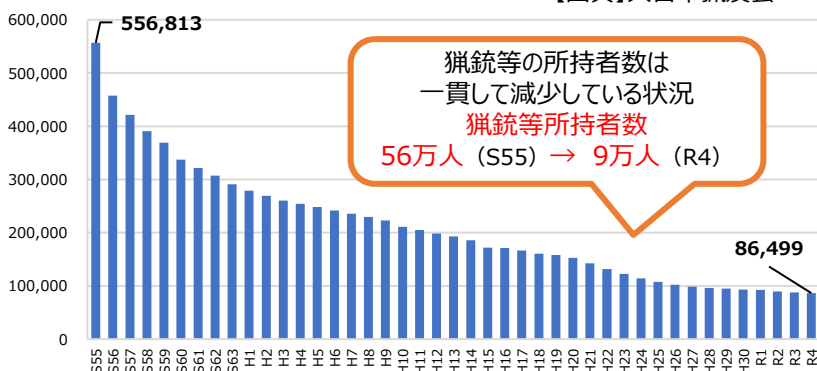
捕獲人材育成の充実強化に向けた取組

捕獲人材の現状

- 捕獲の担い手の高齢化が進み、特に銃猟を行える者が減少。
- 広域捕獲等の計画策定を含めた高度な捕獲を行うことができる人材も不足。

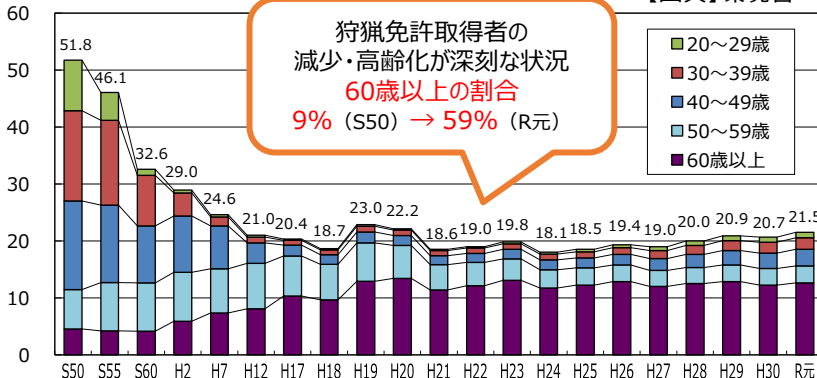
全国における猟銃等所持者数の推移 (S55～R4)

【出典】大日本猟友会



全国における狩猟免許所持者数の推移 (年齢別、S50～R元)

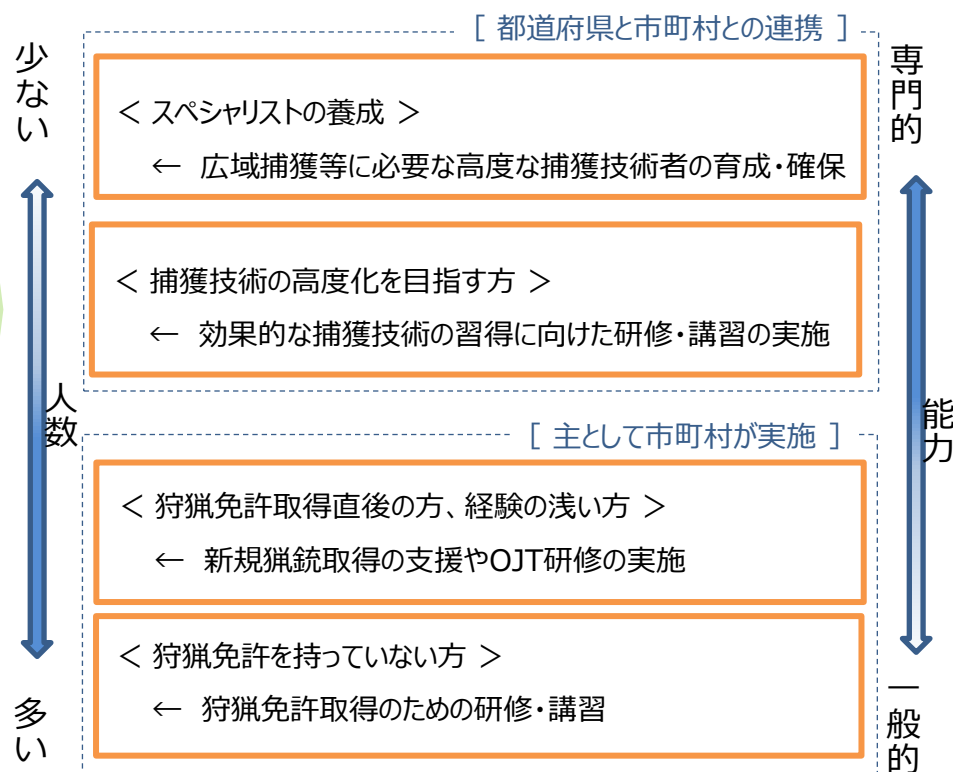
【出典】環境省



都道府県・市町村による体系的な研修等の対策

- **被害防止計画を策定する市町村、広域捕獲等を行う都道府県は狩猟者の育成・確保を図るため、受講者の状況や目的に応じた各種研修等を体系的に実施することが必要。**

【研修体系のイメージ】



地域の捕獲人材の確保・技術向上を進めたい！

農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に係る人材の確保するため、狩猟免許取得時、経験の浅い方へのOJT研修、効果的な捕獲技術の習得及び高度な捕獲技術者の育成などの様々な研修・講習などの受講費用等について支援します。

＜スペシャリスト養成への支援＞

高度な捕獲技術者の
育成に係る支援

補助率 定額

【限度額】 300万円/都道府県※1

※1 都道府県広域捕獲活動支援事業により支援

＜捕獲技術を磨きたい方への支援＞

効果的な捕獲技術の習得など
研修・講習受講費用の支援

補助率 定額

【限度額】

○50～300万円/市町村※1

※1 鳥獣被害対策実施隊の狩猟免許保有者数に応じた支援

○2,300万円/都道府県※2

※2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業により支援

＜経験の浅い方への支援＞

・ OJT研修に係る支援

・ 新規猟銃取得の支援

補助率 定額

200万円/市町村(20万円/月)以内

補助率 1／2 以内

令和6年度までの支援

【上限単価】

10万円/人(49歳まで)、50万円/市町村

＜狩猟免許の取得を目指す方への支援＞

狩猟免許取得時の研修・講習の受講費用を支援

補助率 定額

【限度額】 50～300万円/市町村※1

※1 鳥獣被害対策実施隊の狩猟免許保有者数に応じた支援

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進（令和6年度）

【令和6年度予算額 9,900（9,603）百万円】
（令和5年度補正予算額 4,900百万円）

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化やジビエ利活用拡大への取組等を支援します。

<政策目標>

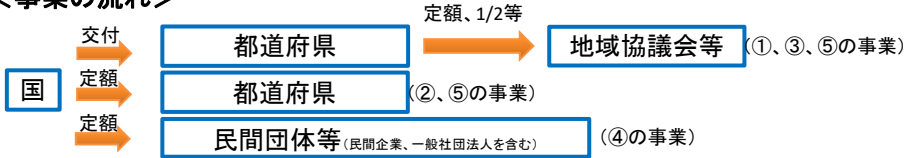
- 鳥獣被害対策実施隊員数を令和7年度まで43,800人に増加（42,110人〔令和5年度〕→43,800人〔令和7年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 9,900（9,603）百万円

- ① 鳥獣被害防止総合支援事業【令和5年度補正予算含む】
シカやイノシシ、サル、クマ等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や侵入防止柵の設置、広域柵の整備再編計画の策定、侵入防止柵の再編整備支援の強化等を支援します。
- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や広域捕獲に係る取組等を支援します。
- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等【令和5年度補正予算含む】
被害対策推進のための人材育成や狩猟組織の体制強化、ジビエ消費拡大を図るプロモーション等を行うとともに、ジビエ利活用の更なる拡大に向けた情報発信の取組等を支援します。
- ⑤ シカ特別対策【令和5年度補正予算】
集中的にシカ被害を低減させるための対策の実施を支援します。

<事業の流れ>



<予算額の推移>

	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
当初予算額		28	28	23	113	95	95	95	95	95	95	104	102	100	110	100	96	99
補正予算額		-	4	-	-	10	30	20	12	9	13	3	5	23	16	37	49	

※上表以外に、H24年度補正予算で別途措置した基金事業により、捕獲活動経費の直接支援等を実施（H26年度まで）。

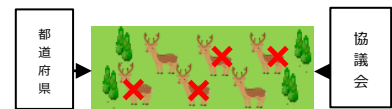
<事業イメージ>

【総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用拡大への支援】



【捕獲等の強化】

- ① シカの個体数減少に向けた取組
被害要因、生息状況等に基づいたシカの個体数減少に資する総合的な取組を支援【令和5年度補正予算】



- ② 効率的な柵の設置に向けた支援
広域柵の整備再編計画の策定支援やグレーチング設置等を含めた再編整備を強化
【令和5年度補正予算含む】



【ジビエ利活用拡大に向けた取組】

- ① 広域搬入の推進
捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入拡大に向けた支援を実施



- ② ジビエの情報発信強化【令和5年度補正予算】
ジビエ利活用の更なる拡大に向けた展示物等の制作等を通じた情報発信の強化



（億円）

【参考】鳥獣被害防止対策に係る特別交付税の対象経費

	対象経費	具体的な内容
市町村に対する 特別交付税措置	駆除等経費 (交付率 8 割)	柵（防護柵、電気柵等）、罠・檻・移動箱等の購入・設置費、これらの維持修繕費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送・処理経費、猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分、鳥獣被害対策実施隊の活動経費等
	広報費 (交付率 5 割)	大型獣との出会い頭事故等の防止のための広報経費、鳥獣の餌となるものを捨てないように啓発するための広報経費等
	調査・研究費 (交付率 5 割)	有害鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費
都道府県に対する 特別交付税措置 (令和 4 年度から)	広域捕獲活動経費 (交付率 8 割)	罠・檻・移動箱等の購入・設置費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送経費・処分経費（焼却費等）、猟友会等に駆除を委託した場合の経費等
	人材育成等経費 (交付率 5 割)	広域捕獲に資する人材育成活動に要する経費、新技術実証、普及活動に要する経費、鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費等

（注 1）被害防止計画を作成していない場合、「駆除等経費」の交付率は 5 割

（注 2）都道府県に対する特別交付税は、国庫補助額と同額の地方負担を上限として措置

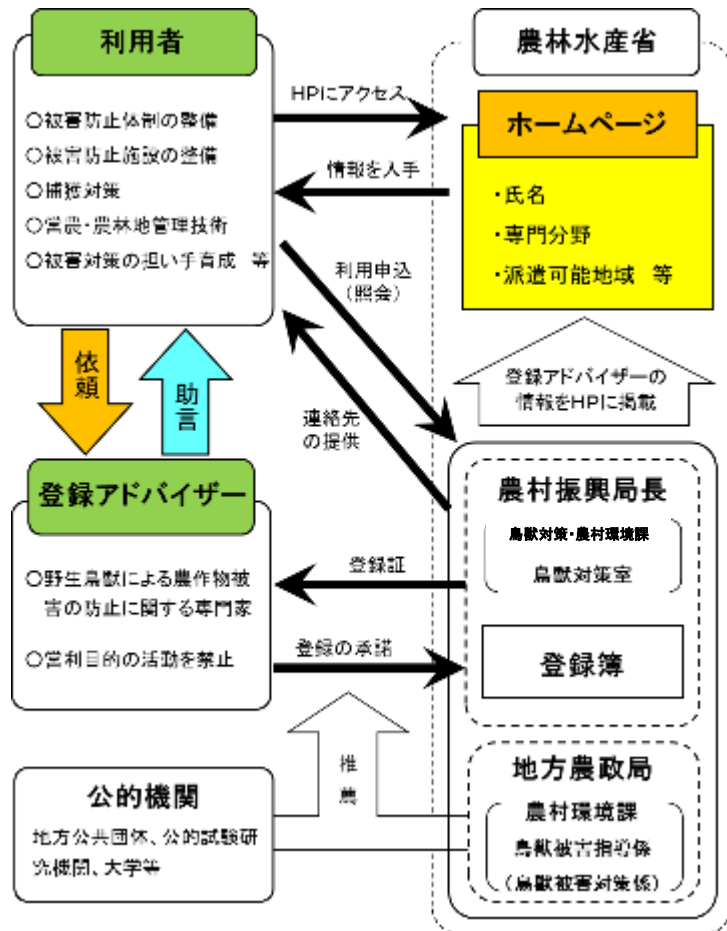
（注 3）都道府県に対する特別交付税は、普通交付税で措置されている経費（都道府県から市町村への補助金等）は対象外

【参考】鳥獣被害対策の技術的支援

- 農林水産省では、鳥獣被害に関する専門的知識及び経験を有し、地域における被害防止計画の作成及びその実施に際して助言等を行う「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」を紹介。（地方公共団体、国立研究開発法人、大学、民間団体等）
- また、被害防止対策を効果的に進めるためのマニュアルの作成、技術指導者等を育成する研修等を開催するほか、農林水産省ホームページでも、優良活動事例などの各種情報を紹介。

○ 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー

登録者数：252名（令和5年4月現在）



○ 野生鳥獣被害防止マニュアル等



（関連制度編）



（総合対策編）



（中型獣類編）



（鳥類編）

野生鳥獣による被害防止マニュアル等

鳥獣対策に関するマニュアルや技術を掲載しています。

1. 関連制度、総合対策、中型獣類・鳥類の対策
2. 自治体の方へ
3. 人材育成・実施体制の実例

4. 先進的な研究の実証

5. 都道府県等における鳥獣被害対策

6. 過去のマニュアル

■ 農林水産省ホームページ「鳥獣被害対策コーナー」

(<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>)

3 捕獲した鳥獣の利活用について

なぜ今、ジビエ振興なのか

- 被害防止のために捕獲を進めるだけでなく、捕獲鳥獣を地域資源（ジビエ等）として利用し、農山村の所得に変えるような、有害鳥獣を「マイナス」の存在から「プラス」の存在に変える取組を全国に広げていくことが重要。

マイナス面

- ◆ 野生鳥獣による農作物被害の増大
- ◆ 営農意欲の減退
- ◆ 耕作放棄地の拡大
- ◆ 農山村地域の衰退
- ◆ 有害鳥獣の捕獲
- ◆ 捕獲鳥獣の埋却・焼却処理が負担

ジビエ振興

これまで廃棄していた捕獲鳥獣のジビエ利用拡大を推進

プラス面

- ◆ 積極的な捕獲の推進
- ◆ 農作物被害の低減が期待
- ◆ 様々な分野でジビエ利用
 - 農泊・観光
 - 外食・小売
 - 学校給食
 - ペットフード など
- ◆ 農山村地域の所得向上が期待

捕獲から消費までの主な流れ

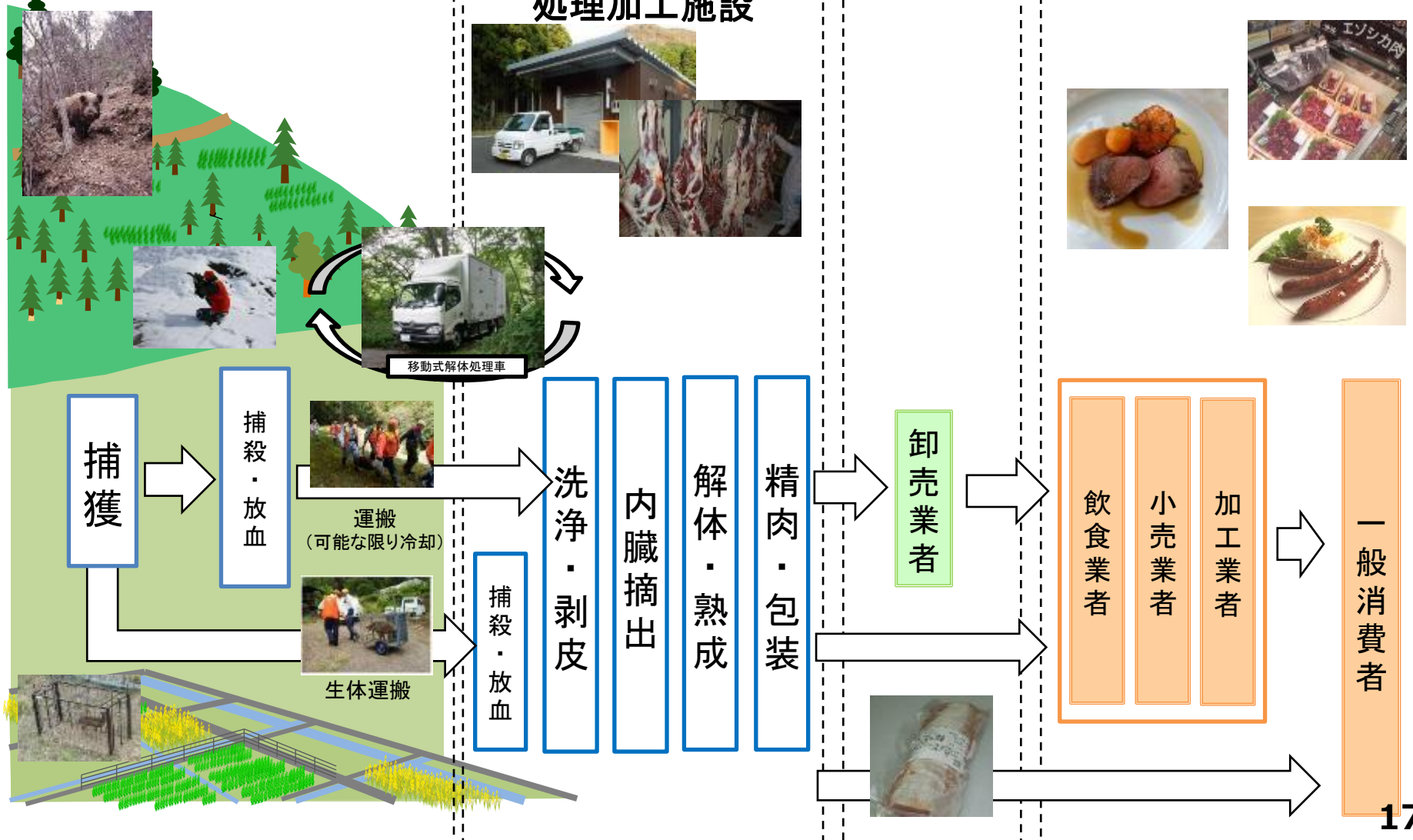
供給(捕獲～処理加工)

流通

需要(消費)

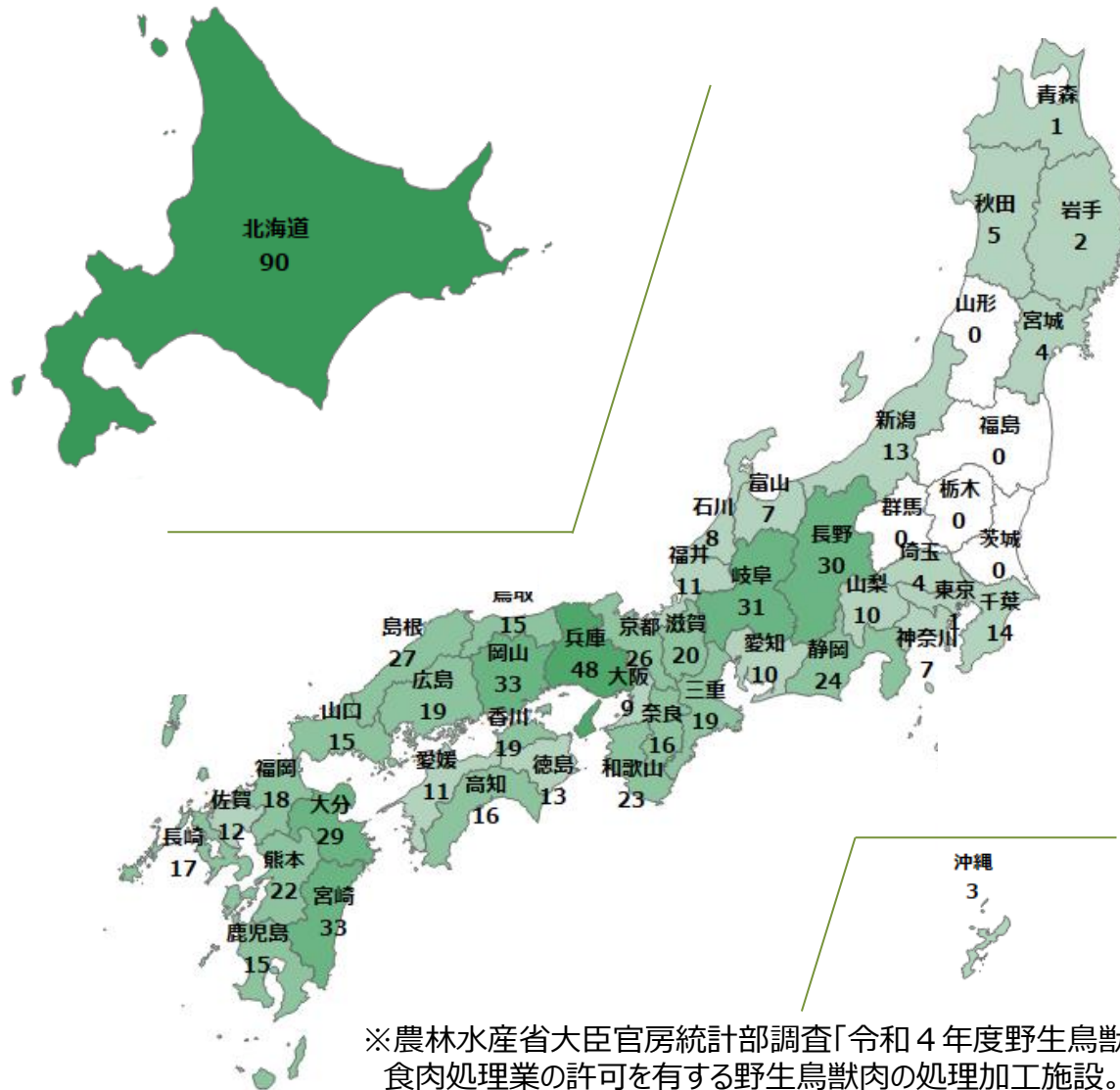
捕獲現場

ジビエ
処理加工施設



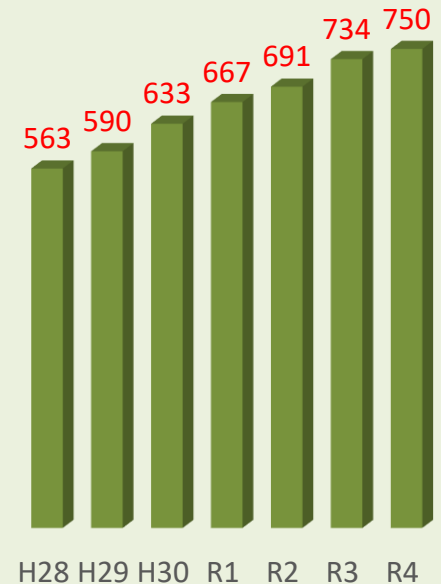
ジビエ処理加工施設の数・分布等

- 令和4年度に野生鳥獣の食肉処理を行った処理加工施設は全国で750施設。



全国 750施設

処理加工施設数推移

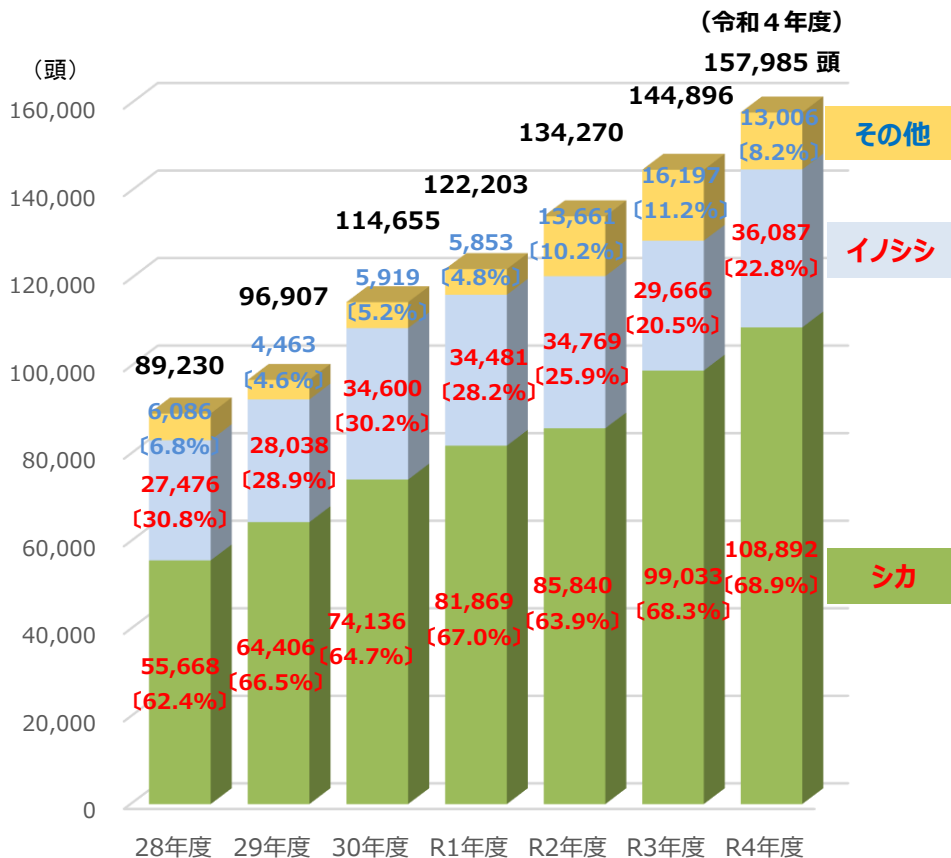


※農林水産省大臣官房統計部調査「令和4年度野生鳥獣資源利用実態調査」
食肉処理業の許可を有する野生鳥獣肉の処理加工施設。稼働休止中の施設は含まれない

捕獲された有害鳥獣のジビエ利用の実態

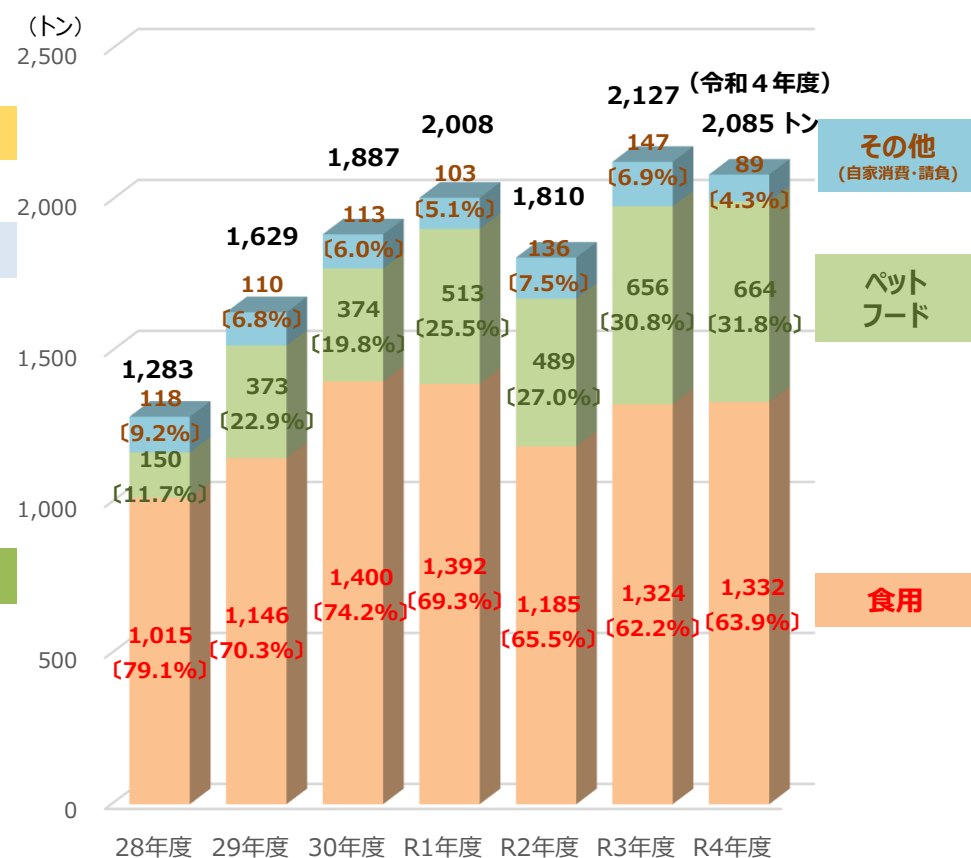
- 令和4年度に、全国の750処理加工施設において処理されたジビエ利用量は2,085トンであり、平成28年度と比べて1.6倍に増加。

1. ジビエ利用頭数の推移



〔出典〕野生鳥獣資源利用実態調査

2. ジビエ利用量の推移



〔出典〕野生鳥獣資源利用実態調査

ジビエの利用拡大に向けた各段階の取組ポイント

- ジビエへの利活用推進にあたっては、捕獲・処理加工・供給・消費の各段階において、利活用推進に必要な取組や課題を共有し、関係者が一体となって取り組むことが必要。

ジビエ需要の開拓・創出

消費者ニーズ把握

捕獲

ニーズに応じた原料確保



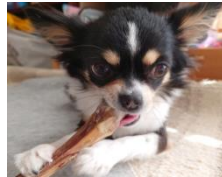
ジビエに適した捕獲の推進



ICT等を活用した捕獲技術開発

消費

低利用部位等の
ペットフードへの活用



学校給食への展開



家庭でも作れる
調理方法の普及



宿泊等との連携



外食等による
販売拡大



地域オリジナル
商品の開発



選ばれる商品を提供

供給

商品情報の見える化

取引の拡大



国産ジビエ
認証

情報表示

需要と供給をつなぐ流通

統一的なジビエ流通規格

供給側と実需者のマッチング



移動式解体処理車
の全国普及



ガイドラインの遵守

野生鳥獣肉の
衛生管理に
関する指針
(厚労省)

衛生管理による品質確保

処理加工

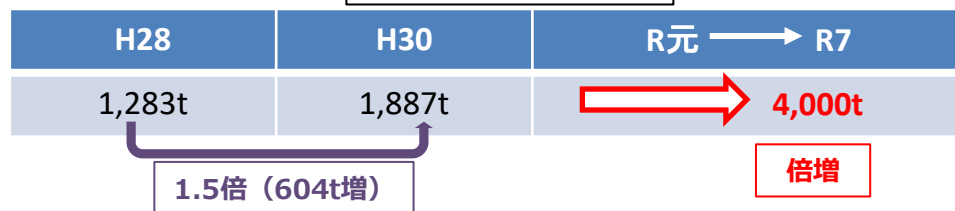
良質ジビエの 安定供給

ジビエ利用拡大に向けた取組

令和2年6月26日 第28回農林水産業・地域の活力創造本部資料

- ジビエについては、**外食産業**での利用の拡大・定着や、**ペットフード**などの新用途の開拓により、**これまで着実に利用量が増加している**。
- この流れを更に進めるため、**利用可能な個体のフル活用**等により、ジビエ利用量を増加させ、令和元年度の水準から**令和7年度までに倍増（4千トン）**させることを目標とする。
- 目標達成に向け、需要開拓や国産認証制度の普及を図るとともに、人材育成やモデル地区の取組の横展開を進めるなど**安全・安心なジビエの供給体制の整備**を推進する。併せて、利用者向け産地情報のネットワーク化に取り組む。

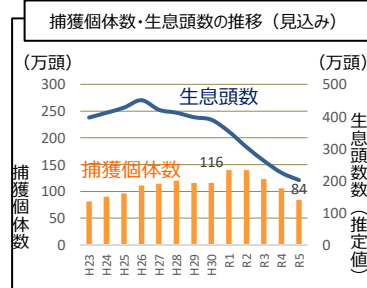
ジビエ利用量目標



【持続可能なジビエ利用の将来像】

- 限られた資源を**すべて持ち込む**
- 使える部位は**全て活用**
- 出口としての**多様な需要を創出**

- 個体数半減目標**
 - ・鳥獣被害防止のため、野生個体数を令和5年度までに半減する目標
 - ・目標達成後は、84万頭以下の捕獲頭数となる見込み



■今後の主な展開方向

① 全頭搬入

- ・ジビエカー等による**広域集荷体制**の整備
- ・ジビエハンター育成、OJT研修による**人材の育成**
- ・**未利用地域の開拓**

② 未利用部位の活用

- ・**歩留まりの向上（ウデ・スネなどの利用）**

- 〔 全国3地区10施設でウデ・スネなどの**未利用部位を集約・加工**して、**外食産業などに提供する実証を開始** 〕
- ・**外食産業**への安定供給

③ ペットフード利用等

- ・**ペットフード**の活用促進

④ ICT、その他

- ・捕獲～流通**情報ネットワーク**の推進

- 〔 全国4地区で**捕獲～流通情報を共有するシステムの実証を開始** 〕
- ・ECサイトを活用した**新規購買層の拡大**
- ・**国産ジビエ認証**、HACCP対応

ジビエ利用拡大に向けた主な取組

1. ジビエ利活用事例の横展開

- 複合経営や人材育成など特色ある取組により、ジビエ利用が拡大している事例が広がっている。
- 今後、こうした取組が広がるよう、優良事例の内容を充実させるとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金で、ジビエ処理施設等の整備や関係者の連携による商品開発、販路開拓等の取組を支援。また、利活用事例の取組を他地区へ横展開。



2. 国産ジビエ認証制度

- 認証機関として、(一社) 日本ジビエ振興協会が登録済み。
- 現在、認証されている食肉処理施設は、31施設。

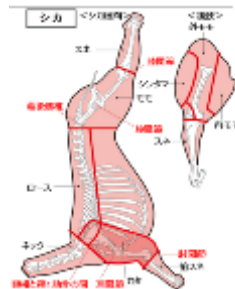
〈認証基準〉

● 厚生労働省の「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」に基づく衛生管理の遵守



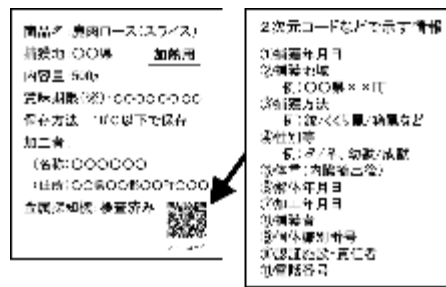
金属探知機による弾丸や金属片の確認

● カットチャートの遵守



「カットチャート」に基づくカット

● 表示ラベルの記載事項の遵守



出荷製品に掲載する情報

● トレーサビリティの確保



認証を取得した事業者は、認証機関に認証マークの使用申請を行うことで、認証マークを使用可能

施設で個体ごとに個体識別番号を付し捕獲～処理～保管～出荷に至る一連の記録を管理・保存

3. 全国ジビエプロモーション

- 専用ポータルサイト「ジビエ」を開設し、ジビエに関する情報を発信。
 - ：ストーリー性を重視したPR動画を国内向け、インバウンド向けに作成・発信。
 - ：各種イベント情報やジビエメニュー提供飲食店の取材情報等を発信。
- ジビエを提供する飲食店等が参加する、全国レベルのジビエフェアを開催。
 - ：全国ジビエフェア（11/1～2/29開催、全国約2,000店舗が参加）（R5実績）
 - ：県域等でジビエフェアを開催した18道府県と連携し、参加飲食店等をPR（R5実績）
- ジビエ特設ECサイトを開設し、ジビエを購入できる環境を整備（R2.7～）

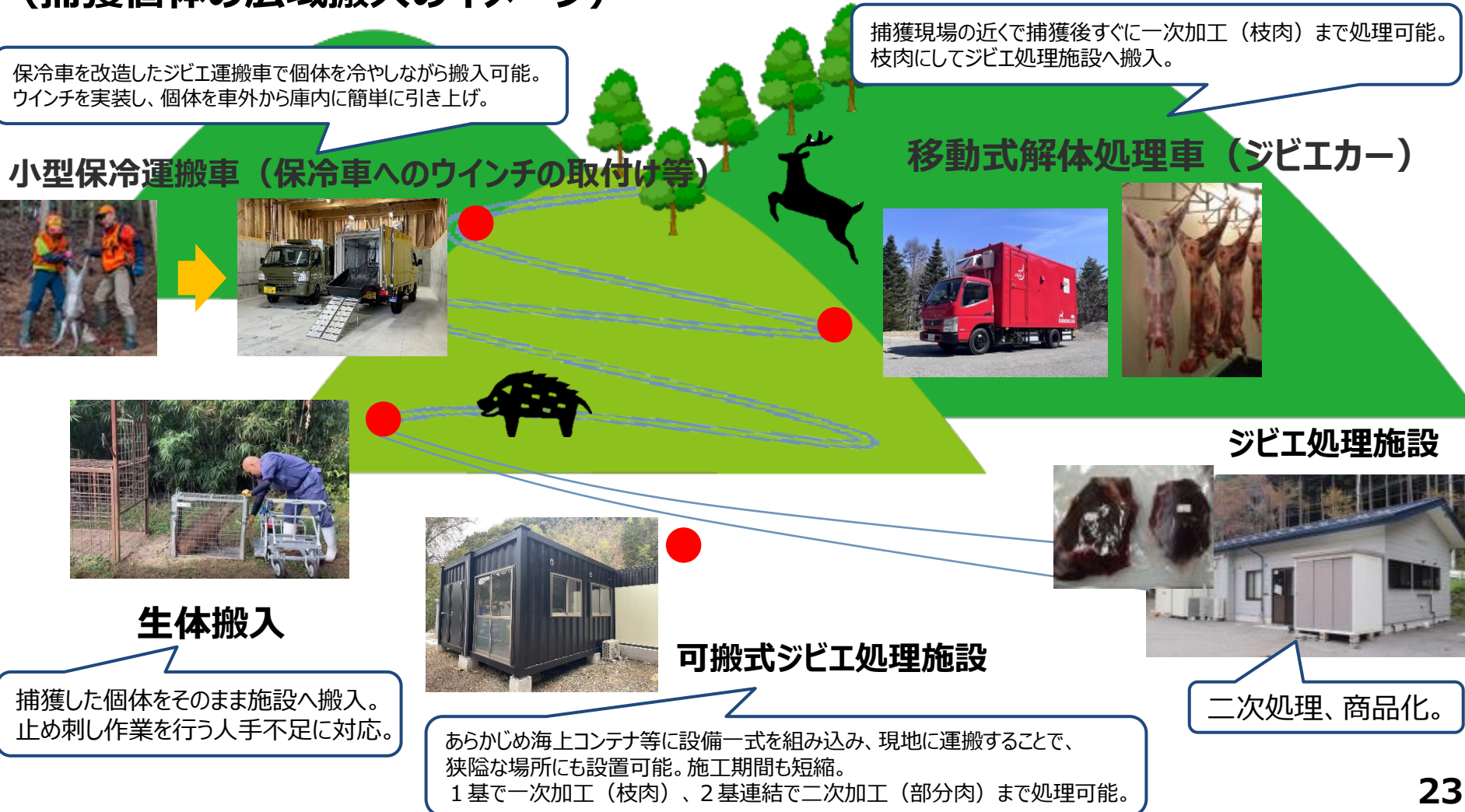


ジビエのインターネット販売サイト「HELLO!ジビエ」

<安定供給に向けて> **ジビエの供給拡大に向けた取組（捕獲個体の搬入促進）**

- ジビエの利用拡大に向けては、捕獲個体をジビエ処理加工施設に速やかに搬入することが重要だが、地域によっては、捕獲現場とジビエ処理施設が離れており、捕獲個体をジビエ利用に適した状態で搬入することが難しいといったことが課題。
- こうした課題を解決するため、捕獲現場の地理的条件等に合わせた新たな搬入機器等の活用を推進。

（捕獲個体の広域搬入のイメージ）



ジビエハンター育成研修制度

○ジビエに適さないため、処理施設に受け入れられず、捨てられてしまう個体を減らすため、ハンターにジビエに適した捕獲方法等の知識を学ぶ研修を実施及び支援する仕組みである「ジビエハンター育成研修制度」を令和5年3月に制定。

○地方公共団体、猟友会等と連携しながら、より多くのハンターに衛生管理の知識をつけてもらうことで、利用率向上を図る。

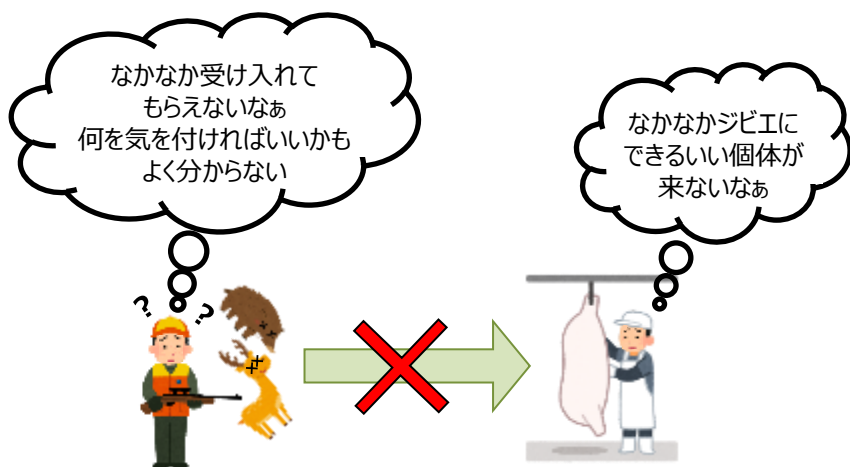
現状と課題

✓ 捕獲された個体が食用に適さないため、ジビエ処理施設に受け入れてもらえず、**捨てられてしまう**

(食用に適さない例)

- ・腹が撃たれている（胃内容物などが漏れ出し肉が汚染される）
- ・放血が適切に行われていない（肉質の低下）
- ・速やかにジビエ処理施設に搬入されていない（菌の増殖） など

✓ そのため、処理施設従事者だけでなく、衛生管理の知識を有する捕獲者（**ジビエハンター**）の育成が重要。



ジビエハンターの育成

ジビエハンター育成のための**研修制度**をR5年度から開始
(R3年度～試行)

Step 1 基礎研修

より多くのハンターに「ジビエには捕獲段階からの衛生管理が必要」と知ってもらうための研修

- ・猟友会の他研修と同時開催
- ・HP(下記リンク)に研修用動画を公開

Step 2 育成研修

ジビエに興味があるハンターをターゲットに、ジビエに必要な衛生管理の知識を学んでもらい、実際に獲る際に活かしてもらうための研修

- ・国が研修実施するとともに、地方公共団体などの実施をサポート
- ・国が作成したテキストを使用し、国が登録した講師による研修



ハンターにとっても多くの個体を施設に受け入れてもらえれば、収入増や埋設等の作業負担減につながる可能性がある。

研修内容、講師、実施機関等の詳細はこちら
(https://www.maff.go.jp/j/nousin/gibier/gibier_hunter.html)



国産ジビエ認証制度

- ジビエの食肉処理施設の自主的な衛生管理等を推進するとともに、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図るため、平成30年5月に「国産ジビエ認証制度」を制定。
- 本制度は、厚労省ガイドライン及びカットチャートによる流通規格の遵守、適切なラベル表示によるトレーサビリティの確保等に適切に取り組む食肉処理施設を認証。
- また、認証を受けた食肉処理施設で生産されたジビエ製品等に認証マークを表示するルールを規定。
- なお、エゾシカ肉処理施設認証制度と本制度の審査の同等性が認められたことから、令和2年4月に制度の一部を改正。

【認証基準の主な項目】

1. 厚労省ガイドラインに基づく衛生管理の遵守

＜チェックシートの項目＞

(厚労省ガイドラインを基に各県の認証を鑑み作成)

捕獲・搬入時の状況確認

放血状況の確認

内臓摘出(屋内で行う場合・屋外で行う場合(※))

内臓及び枝肉の異常の有無確認

ナイフ等器具や設備の洗浄・消毒

枝肉の洗浄、冷蔵

細菌検査(自主検査)、金属探知機 等

2. 規定されたカットチャートの遵守

3. 規定された表示ラベル記載事項の遵守

4. 出荷する製品のトレーサビリティの確保

(※)一定の技術を有する捕獲者に限る。

【認証マークの使用】

- 認証を取得した事業者は、認証機関に認証マークの使用許諾申請を行うことで、認証マークを使用することが可能。

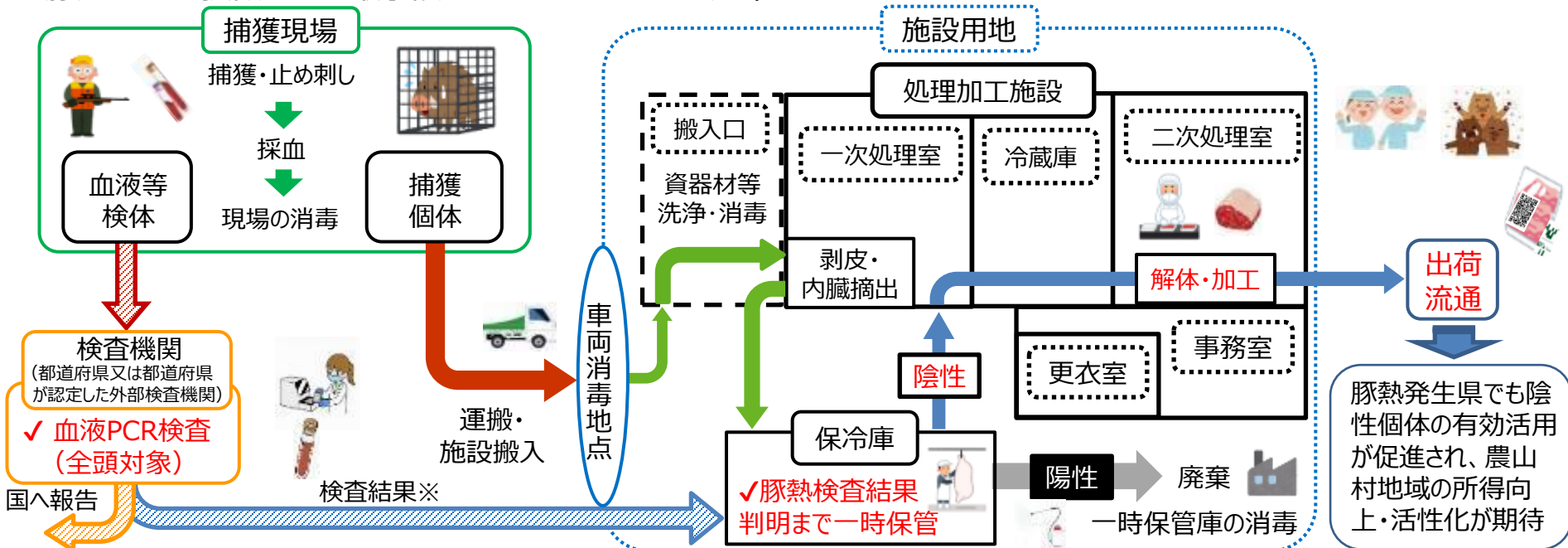
ジビエ製品、ジビエ加工品、
販売促進資材に使用可能



豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の推進

- 豚熱感染確認区域で捕獲した野生イノシシについては、家畜防疫及び食品衛生を確保しつつ、豚熱陰性個体の出荷を可能とする枠組みである「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づくジビエ利用に取り組むことが重要。
- 信頼できる検査結果に基づく防疫措置の確保のため、血液PCR検査による豚熱陰性を確認するとともに、捕獲から出荷までの一連の各作業では、豚熱ウイルス拡散リスクを最小限にするための複合的な対策を徹底。
- 捕獲した野生イノシシを地域資源として可能な限り有効活用するため、豚熱発生県において、手引きに基づくジビエ利用に取り組み、出荷を再開する処理加工施設が増加（16府県68施設（R5.9末時点））
（事例紹介：<https://www.maff.go.jp/j/nousin/gibier/attach/pdf/tonko-11.pdf>）

○豚熱ウイルス拡散リスクを最小限にするための複合的な対策のポイント



※ 豚熱ウイルスの浸潤状況調査（サーベイランス）結果の活用も可能

■ 捕獲～運搬、処理加工施設への搬入

■ 一時保管

■ 解体・加工～出荷

- 都道府県又は都道府県が認定する外部検査機関が実施する血液PCR検査による豚熱感染の有無を確認
- 豚熱判定結果が判明するまで、隔離して一時保管し、陰性個体をジビエ利用
- 豚熱ウイルス拡散リスクを最小限にするための複合的な対策を実施

都道府県は処理加工施設等に対して適切に指導

〈需要拡大に向けて〉 全国ジビエプロモーション事業の概要

- ジビエメニューを提供する全国の飲食店やご当地フェア等の情報を特設サイトで紹介する「ジビエフェア開催事業」を実施。
- ジビエ関連のイベントや作成動画の発信等を行う「ジビエ需要拡大・普及推進事業」を実施。
- これらを効果的に行うことにより、ジビエ利活用の拡大に資する。

上期の取組

下期の取組

✓全国ジビエフェア開催に向けた準備

✓全国ジビエフェアを開催

全国より1,500店以上の飲食店等（飲食店、惣菜店及び精肉販売店等）の参加を目標
⇒（令和5年度実績）全国約2,000店舗が参加：11/1～2/29開催

・ジビエの取扱いについての説明などを含む、フェア参加説明会を開催するなど、参加飲食店等を募集

・県域等ジビエフェアとの連携調整



・全国ジビエフェアの開催についてPR

・参加飲食店等や連携する県域等ジビエフェアのPR



ジビエフェア開催事業

ジビエ利活用の拡大

ジビエ需要拡大・普及推進事業

- ✓ジビエ専用ポータルサイトやSNS等において、飲食店等のジビエ関連情報やジビエに関するイベント情報等を発信
- ✓国内の消費者やインバウンド向けPR動画を作成し、ジビエ専用ポータルサイトや「農水省YouTubeチャンネル」等での発信・PR
- ✓ジビエ利用を積極的に行っている捕獲者の取組紹介や、ジビエを気軽に食べられる機会創出のため、ジビエイベントを開催

ペットフード向け利用の拡大

- 捕獲鳥獣の利活用として、ペットフードの利用が増加。令和4年度のペットフードとしての利用は664トンでジビエ利用量全体の約3割を占める。
- 今後は、依然として捕獲現場で廃棄されている個体や、処理加工施設に搬入された個体においても、食肉販売できない肉や、内臓、皮、骨等の未利用部位をペットフードとして有効活用し、ジビエ利用量の拡大を図る。

ヘルシーで注目の ジビエペットフード!

お手軽な加工品から手作りペットフードまで、幅広く楽しめる食材

鹿肉ジャーキー



お求めやすく、手軽にジビエを試すには鹿肉ジャーキーがおすすめ! 栄養価はそのままに、旨味を凝縮。

手作りペットフード



お肉を購入し、野菜や他の食材と合わせて栄養のバランスを取れる手作りペットフード。肥満の解消にもオススメです!



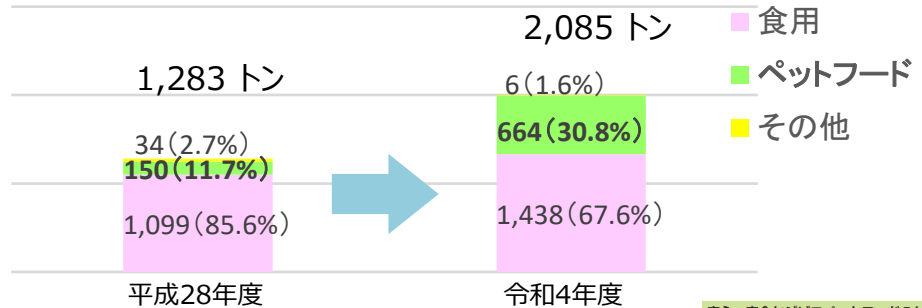
ジャーキー
(くまもと☆農家ハンター)



ウェットフード
(小諸市野生鳥獣商品化施設)

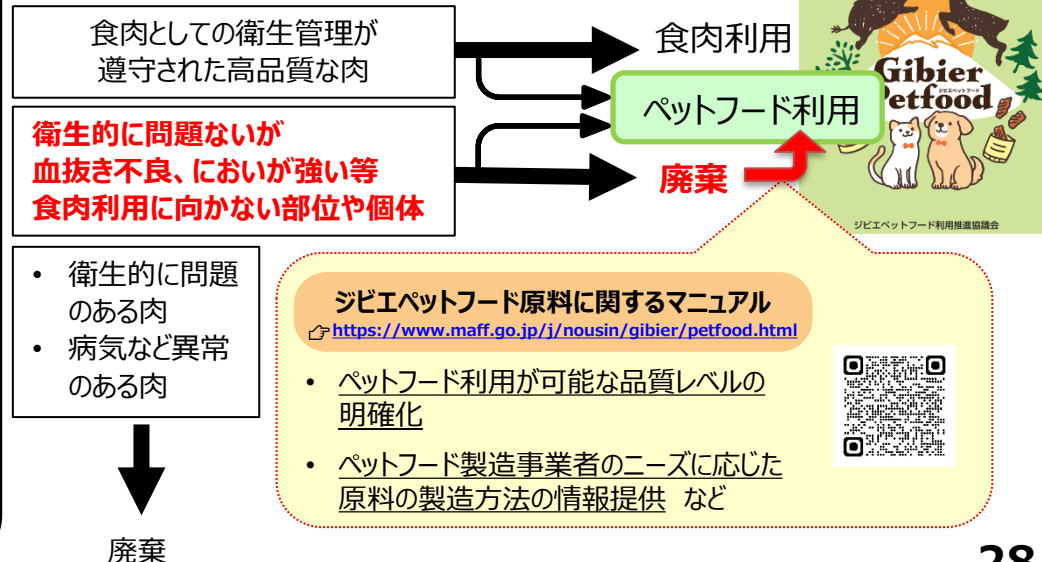
ジビエペットフードプロモーション事業 ポータルサイト「ジビエ」より

捕獲鳥獣のペットフード利用の動向



(出典) R4野生鳥獣資源利用実態調査

捕獲鳥獣のペットフード利用に向けた課題



4 鳥獣被害防止に向けた取組事例

令和5年度 鳥獣対策優良活動表彰 農林水産大臣賞(被害防止部門(団体))

「川合地域農場づくり協議会」

- サル位置情報共有システムの導入により地域住民に群れの位置情報を共有し、過去の行動パターンから進路を予想することで、地域全体での追い払いを実施。
- 設置済のおじろ用心棒に対して、電柵電圧遠隔管理システムを導入。電牧器本体の故障、雑草等による漏電、倒木等による断線やバッテリー切れなどの異常事態に対して、遠隔で確認することで、電気柵の防除効果を高い状態で維持することが可能。
- 地域内の廃校となった小学校をキャンプ場として活用し、里山体験コンテンツとして「柿のもぎ取り体験」を実施し、人手不足等で実施できなくなった放任果樹の除去を行い獣害対策につなげている。

活動内容

地域で話し合い対策の目標を共有



追い払い対策

- 発信機による位置把握
 - ・首輪型の発信機を装着
 - ・群れを追跡して位置を把握
 - ・リアルタイムで情報共有



捕獲対策

- 捕獲檻等の効率的な運用
 - ・過去のデータから移動ルートを予測



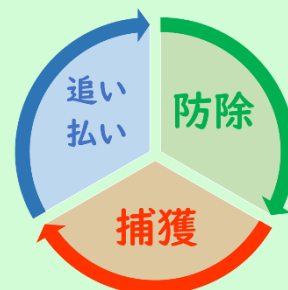
防除対策

- おじろ用心棒の活用
 - ・おじろ用心棒による防除を実施
 - ・電圧遠隔監視システムを試験導入



対策を継続

- 地域住民が主体となって対策を継続
- 楽しい獣害対策で地域を活性化



表彰式



被害防止から利活用・処理まで総合的な対策を実施(静岡県伊豆市)

農林産物被害の拡大(シカやイノシシの生息数が増加し生息区域も拡大) 奥山だけでなく里山・農地・人家まで

被害状況の把握(市内農業者約1,400人に対し毎年被害状況調査を実施) 特産品のワサビ・シイタケなども甚大な被害

被害発生防止の取組

1 防護柵の設置

防護柵設置に対する補助
(市単)ワイヤーメッシュ柵、電気柵等
H21～R2 計 266km
(国庫)ワイヤーメッシュ柵
H25～R2 計9km



個別の対応では未設置ほ場への被害拡大が発生するため、広域的な設置を推進

ハード・ソフト
の両面から対策を推進

農業者が自分の農地を自分で守る意識付けや、正しい被害対策の知識を普及
市が防護柵の適切な設置・維持管理を指導

2 被害防除指導の実施 被害集落での研修会の開催



各地域の指導者・リーダーとなる人材を育成

Point
市職員が直接現場作業に関わり、多くの経験をする事で、現場で起きていることを知り、何が大変かを学ぶことが重要。行政任せになることが多い中で、少しでもやる気になっている方をいかに支援するかがポイント

捕獲・利活用・処理の取組

1 捕獲の推進

成果
令和2年度にシカ・イノシシ合計約6,000頭を捕獲

- 捕獲者の高齢化・猟友会のボランティア精神に頼った構造
⇒ 狩猟免許所持者による「伊豆市有害鳥獣捕獲隊」の結成(H20～)
- 後継者の不足
⇒ わな免許取得費用の補助や初心者向け技術講習会を市が開催(H27～)
- ⇒ 労力削減のため、ICTやIoTなどを活用したわなを導入(H29～)

2 処理から利活用へ

成果
○ 命をいただいた動物の最大限有効利用
○ 捕獲者の負担軽減

○ これまでの多くが埋設処理

⇒ 利活用の推進

- ★ 食肉加工施設「イズシカ問屋」の設置
(H22鳥獣被害防止総合対策交付金)
- ジビエを市の新たな特産品に
- 個体買取による捕獲者の負担軽減・意欲増進



3 食肉処理ができない 個体等の処理対策

成果
○ 捕獲推進に伴い搬入頭数も増加
→ 食肉受入頭数の限界
○ 利活用できない個体の処理

- ★ 減容化施設の設置
(H29鳥獣被害防止総合対策交付金)



被害防止から利活用・処理まで総合的な対策を実施(静岡県伊豆市)

きっかけ
農林産物被害の拡大
森林や自然環境の破壊
シカやイノシシの生息数・生息域が拡大

被害状況の把握

- 市内農業者約1,400人に対し毎年被害状況調査を実施
- 被害情報などをもとに、捕獲や被害防止対策を実施

捕獲対策① 伊豆市有害鳥獣捕獲隊の結成(H20～)

- 捕獲者の高齢化や猟友会のボランティア精神に頼った構造からの脱却を図るために、市内外の狩猟免許所持者で結成
- 6班226人体制で有害捕獲を実施。市で報奨金を支払い
- H29からは選抜メンバー約50人と市職員5人で実施隊を設置
- 実施隊は、ゴルフ場や別荘地など捕獲がしづらい場所での対応等に従事

被害防止対策の実施(H21～)

- 防護柵の設置支援
 - ・個別に対応していると未設置ほ場に被害が発生するため、広域的な設置を推進
 - ・柵の設置後も不備があると再び侵入されることから見回りや点検等も市が農業者に指導
- 被害防止のための研修会等の開催
 - ・以下の対策手順を農業者に理解してもらうことから始めた
 - ①みんなで勉強する
 - ②守れる集落、守れる農地に環境改善
 - ③柵で守る、追い払う ④捕獲する
 - ・市が同時に作成した対策の手引き配布



捕獲個体の埋葬処理が捕獲者に負担

捕獲対策② イズシカ問屋の設置(H23～)

- 捕獲個体の利活用を推進するため、「イズシカ問屋」を設置
- 個体買取により捕獲者の負担を軽減し、捕獲意欲を促進
- ジビエが市の新たな特産品に



取組のポイント

- 市職員が自ら様々な現場作業に携わり、多くの経験をする中で、現場で起きていることを知り、何が大変かを学ぶことが重要
- 行政任せになることが多い中で、少しでもやる気になっている方をいかに支援するかがポイント

今後の課題

- 被害防止対策の指導者となる人材を増やし、住民と農業者に対して、自分の土地を自分で守ることの意識づけや、正しい知識の習得などを更に推進させること

捕獲対策④ 減容化施設の導入(H30～)

- 頭数制限や個体の状態などの理由によりジビエの利活用が困難な個体の処理のため、微生物により個体を分解する減容化施設を導入



捕獲対策③ 後継者不足対策(H27～)

- わな免許取得費用の補助や初心者向け講習会の開催(H27～)
- 労力削減のため、ICTやIoT技術を活用したわなを導入(H27～)

材料費1,500円程度で製作可能な自作くくりわなの普及も推進

集落ぐるみの鳥獣被害防止対策(福島県南会津町中荒井集落)

- ニホンジカやイノシシによる農作物被害が集落全域で発生・拡大
- 「鳥獣被害は個人の課題ではなく、集落の課題」と考え、組織的な取組を開始するため区長、区役員、耕作者等により構成された中荒井区有害鳥獣被害対策委員会を平成27年に設立し、電気柵の設置、緩衝帯整備等を実施
- 町、県、法人及び大学等の関係機関と連携し、対策の計画立案や鳥獣対策研修会等を通して、大学生や他集落住民等へ対策の波及活動により多様な人材を活用し、集落ぐるみの対策を実施

取組内容

- 地域の鳥獣被害の現状や対策について理解を深め、集落ぐるみで対策に取り組む機運が高まり、平成27年4月に「中荒井区有害鳥獣被害対策委員会」を設立
- 電気柵設置による被害防除を実施
ニホンジカの侵入を防止するため、多面的機能支払交付金や町事業を活用し、平成27～29年に電気柵を約3.9km設置
- 電気柵の維持管理
委員会により各設置箇所5地区に10名の管理責任者(集落住民)を配置し、管理責任者による点検(電圧確認等)と、状況に応じた共同作業(草刈り等)を行う体制を整備
- 緩衝帯整備
野生動物が出没しにくい環境を整備するために、緩衝帯の整備を開始。住民のみの整備は困難であるため、県や町の事業や大学生等の人材を活用し、出没情報に基づき、計9.3haで間伐等を実施。放任果樹等の除去や、緩衝帯整備後の管理として、委員会による定期的な草刈りも実施。間伐した木材は、集落内に事業所を置く、NPO法人あたご(障がい者福祉施設)で割りばしに加工し、地域資源を有効利用



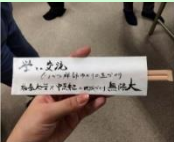
《電気柵設置の様子》



《草刈りの共同作業の様子》



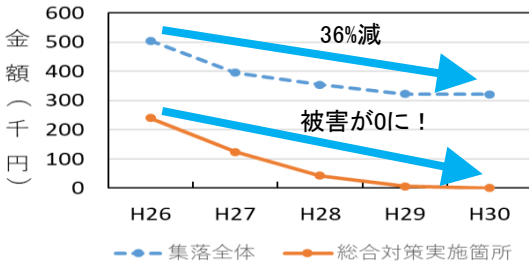
《間伐の様子》



《加工した割りばし》

成果

- 中荒井集落の農作物被害額の推移
(集落全体)
平成26年:50万円 → 平成30年:32万円
(水田を中心に総合対策を実施した個所)
平成26年:25万円 → 平成30年:被害なし



- 他地域への波及
集落ぐるみの鳥獣被害対策を希望する近隣の集落から、電気柵の設置や維持管理に関する相談が寄せられ、実施した活動に基づき、アドバイス等を行うことで、他地域への鳥獣被害対策の波及に大きく寄与

集落ぐるみの鳥獣被害防止対策(福島県南会津町中荒井集落)

きっかけ・背景

- 平成25年頃からニホンジカによる農作物被害が発生
- 平成26年以降には集落内ほぼ全域で水稻の食害が発生し、生産意欲が減退

Step1 対策組織の設立(H27)

- 地区で開催した集落ぐるみの鳥獣被害防止研修会(主催者:集落、指導者:南会津農林事務所)を機に「中荒井区有害鳥獣被害対策委員会」を設立
- 対策委員会は、「なかあらい大地を育む会(区長)」(多面的機能支払交付金:多面的機能の更なる増進)や区の役員等約40名で構成

Step2 関係機関との連携(H27~)

- 町・県などの行政機関や大学等の研究機関と連携し、ワークショップや集落環境診断を実施
- 地区内の現状を把握して、課題を整理し、計画の協議・立案を行い、合意形成を図る

Step3 対策の実行(H27~)

- ニホンジカ・ニホンザル対策のため平成27年に電気柵約1kmを試験的に設置
- 県農林事務所の協力を得てセンサーカメラによる鳥獣の出没状況を確認
→電気柵設置による被害の減少

<中荒井集落の概要>

人口 326人(令和2年1月現在)
世帯数 112世帯(うち農家25戸)
農地面積 90ha(田30ha、畑60ha)



中荒井集落の皆さん



Step4 効果検証と次の対策検討、実行(H27~)

- ワークショップにて電気柵の効果を確認、設置距離の延長や維持管理について協議
→設置距離延長(令和元年現在で設置距離約3.9km)
電気柵の管理責任者を配置
(集落内5地区、10名)
- 県や町の事業を活用し、大規模な緩衝帯整備(約9.3ha)
- 県・大学の生息状況調査や技術実証を通じ、地域住民の対策への理解が深まるとともに、適正管理への意識向上

今後の取組

- 鳥獣の個体数低減対策を早急に推進
- 行政・法人・大学等の関係機関と連携しながら、集落ぐるみの被害防止対策を継続
- 優良農地の維持管理を継続し、営農を活性化

取組を経て…

Step6 他地域への波及(H29~)

- 集落ぐるみの鳥獣被害対策を希望する近隣の集落から相談が寄せられ、行政ではなく住民としての立場からアドバイス
- 県が主催する各種研修会の現地視察先として受け入れ、取り組みを紹介するほか、様々な場で事例発表を行い、各方面への波及を推進

Step5 地域農業の活性化(H29~)

- 集落内の農業法人等と連携し、耕作放棄地の解消や緩衝帯整備(間伐体験)を推進
- 解消した耕作放棄地を活用し、障がい者福祉施設が農産物の生産や加工をしており、雇用機会確保に貢献
- 地元大学の地域活性化サークルの受入、交流を進め、地域住民との交流を通じて地域農業のみならず地域全体の活性化に寄与

耕作者と普及指導員によるICT技術を活用した鳥獣害対策(奈良県五條市)

- 耕作者と普及指導員が協力し、集落ぐるみの鳥獣被害対策を実施
- 侵入防止柵の維持管理のため、集落一斉点検を実施。被害状況マップを作成し、その情報を共有
- 被害箇所では、センサーカメラにより侵入経路を特定し、柵の補修や箱わなの設置等を実施

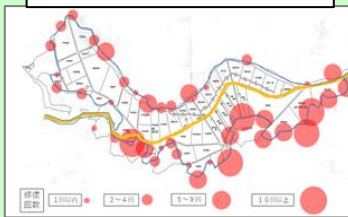
取組内容

- 普及指導員が耕作者に対して、学習会や現地指導を行い、柿団地において集落ぐるみの鳥獣害対策を実施
- 柿団地に整備した侵入防止柵の維持管理のため、集落一斉点検を行い、被害状況マップを作成して情報を共有

柵の集落一斉点検の様子



作成した被害状況マップ



センサーカメラの設置



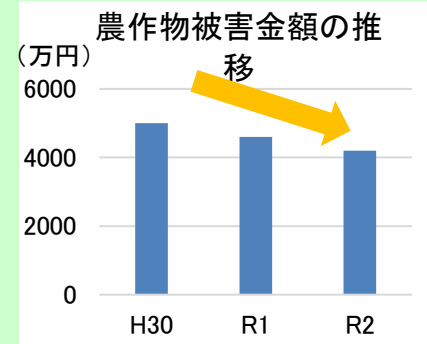
- 被害箇所には、センサーカメラを設置して、侵入経路を特定し、柵の補修や周辺の除草活動を実施
- 特定された侵入経路を中心に、柵の周辺に箱わなを設置

成果

- 地域ぐるみの取組により、地域全体の鳥獣被害防止の意識が高揚



- 農作物の被害面積が約2割減少



耕作者と普及指導員によるICT技術を活用した鳥獣害対策(奈良県五條市)

きっかけ・背景

- 鳥獣被害防止総合対策事業交付金で平成26～29年に柿団地全体に柵を設置
- 柵の強度が弱い場所などから獣が侵入し農作物被害が発生

課題

- 柵を整備したものの
農作物被害が発生
し、耕作意欲が減退

Step 1 現状把握

- 耕作者、普及指導員で、柵の一斉点検等を実施
- 獣の侵入箇所を特定した被害状況マップを作成

Step2 補修・環境整備

- 被害状況マップを参考に、センサーカメラを設置して侵入経路を特定し、柵の補修活動を実施
- 柵周辺等の草刈りを行い、環境整備を実施

Step3 捕獲

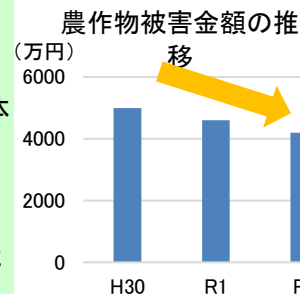
- 特定された侵入経路を中心に箱わなを設置
- その後もセンサーカメラを設置し、箱わなや柵の周辺を監視

取組の特色

- 耕作者と普及指導員が連携し、集落ぐるみで鳥獣被害対策を実施
- センサーカメラを使用することで、鳥獣被害を動画で確認でき、侵入経路の特定が容易になり、耕作者の鳥獣被害防止の意識啓発を促進

取組による成果・効果

- 対策前と比較して農作物被害が約2割減少
- 耕作者が主体となった地域ぐるみの取組により、地域全体の鳥獣被害防止の意識が高揚。その結果、わなの見回りなどをサポートする捕獲サポート隊の設置を促進
- 被害状況マップやセンサーカメラを活用し、鳥獣被害を見える化することで、柵の補修、環境整備等の大切さを認識



多様な人材を活用した柵の設置・管理による徹底した獣害対策で営農意欲UP (三重県菰野町)

- 住民が得意な分野でリーダーシップを発揮してメンテナンスのしやすい多獣種防護柵を設置
- 農業者が狩猟免許を取得
- 設置した防護柵により被害額が9割減少し、捕獲数が倍増する相乗効果
- 農業者だけでなく、自治会(地域住民)も参加して地域一体となった獣害対策の取組

取組内容

- 過疎化及び高齢化が進む集落において、「管理が継続できる」獣害防護柵について検討し、強固で維持管理を行いやすく、他にはない防護柵を設置



地域住民の勉強会



地域に適合した複合柵、門扉、水路の暖簾式ゲート

- 農業者が狩猟免許を取得し捕獲活動を実施する体制をつくり、柵周辺での捕獲を実施
- 柵の管理は、農業者が中心となってい、自治会は、草刈り、道路補修、パトロール等を担当し、日々改善を図りながら獣害対策を継続
- 獣害対策が進み農業被害も減少したことから、基幹産業である農業を活かした集落の将来あり方についての検討会を実施

成果

- 柵の設置により、イノシシ、シカ、サルの被害が9割減少し、イノシシ、シカの捕獲数が倍増する相乗効果
- 地域ぐるみの取組により、獣害対策が地域振興を考えるきっかけに
- 防護柵内での菰野町特産のマコモタケ栽培に、オーナー制度を導入して県外からも収穫体験者が訪れるなど、地域の魅力を発信することで地域振興に

近年の被害額		(千円)		
獣種	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
イノシシ	1,715	50	50	
ニホンジカ	1,205	35	35	
ニホンザル	902	300	300	
合計被害額	3,822	385	385	

9割減少！

多様な人材を活用した柵の設置・管理による徹底した獣害対策で営農意欲UP(三重県菰野町)

